

かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和7年度取組予定】

教育総務課

1 かつしか教育プラン（2024～2028）について

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和10年度までの5年間ににおける葛飾の教育行政の方向性を示すものとして、令和6年1月に策定したものである。

2 かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

本計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に推進していくために、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックする仕組みが必要である。そのため、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価していくほか、PTAや地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を年2回開催し、様々な意見をいただくことにより、次年度以降の施策につなげて、本計画の推進を図っていく。

3 令和7年度取組予定について

令和7年度の取組予定については、令和7年2月に今年度2回目の推進委員会を開催し、内容の検討を行い、別添のとおり作成したものである。

かつしか教育プラン（2024～2028）の 取組について

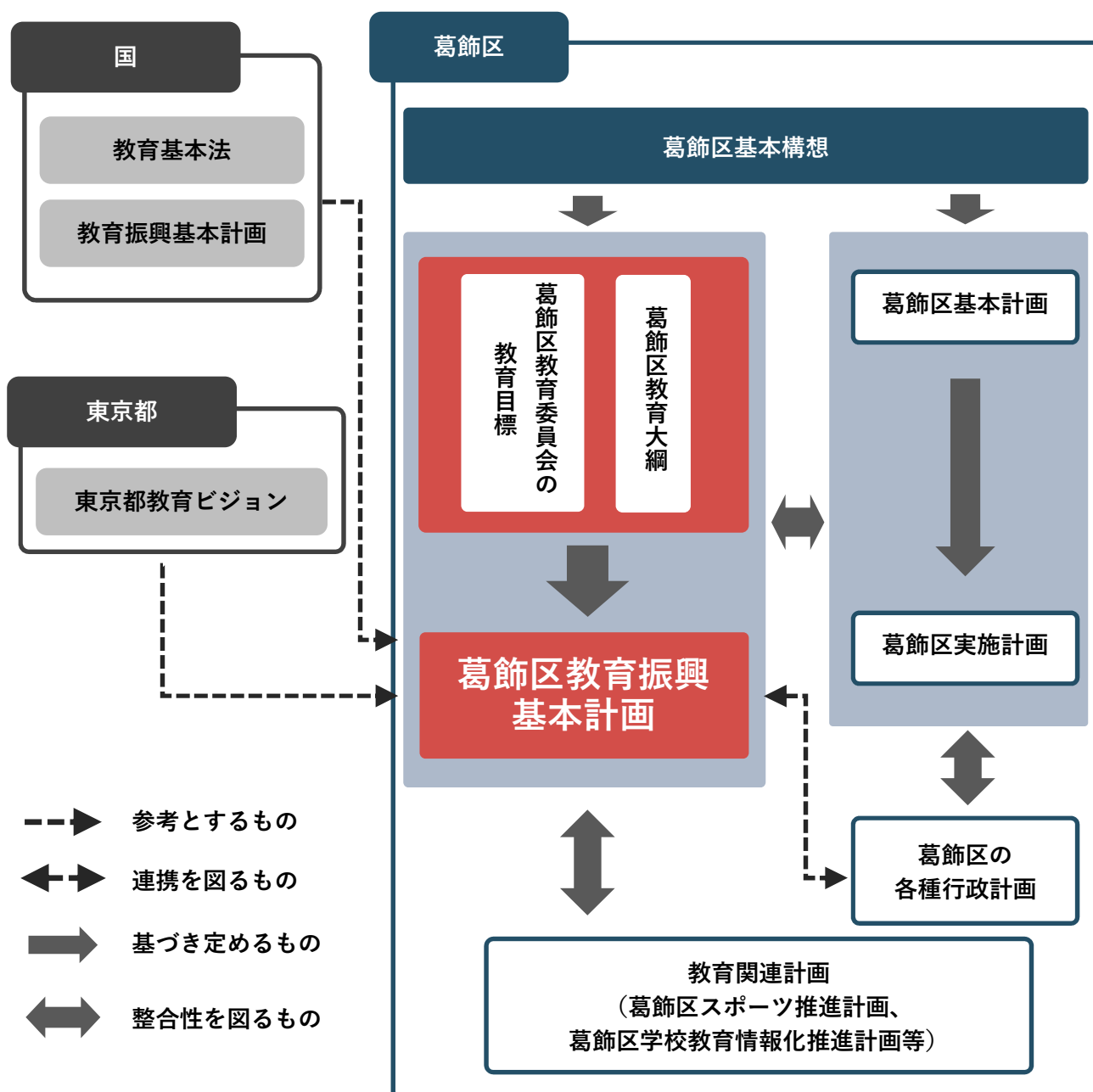
【令和7年度取組予定】

かつしか教育プラン（2024～2028）の位置付けについて

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

- 計画の策定に当たっては、国や東京都の教育振興基本計画を参考とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定した葛飾区教育大綱及び、平成 29（2017）年 2 月に教育委員会決定した葛飾区教育委員会の教育目標に基づき策定しました。
- また、葛飾区基本構想に基づき策定された葛飾区基本計画及び葛飾区実施計画のほか、教育関連計画と整合性を図るとともに、葛飾区の各種行政計画と連携を図ります。

計画の位置付けイメージ図



かつしか教育プラン（2024～2028）の推進について

「かつしか教育プラン（2024～2028）」は、子どもから大人までの全ての区民を対象に、令和10（2028）年度までの5年間における葛飾の教育行政の方向性を示すものとして、令和6（2024）年1月に策定しました。

葛飾区が目指すこれからの教育として、「SDGsの目標（ゴール）の達成を目指す教育」、「子どもたち一人一人を大切にした教育」を掲げ、「**かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～**」の実現に向けて、次の3つの基本方針のもと、取組を進めます。

- 1 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します
- 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します
- 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

かつしか教育プラン（2024～2028）の進行管理について

計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックできる仕組みが必要です。

そのため、「かつしか教育プラン（2024～2028）」の推進に当たっては、PTA、地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会に報告し、様々な立場からの意見を踏まえるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策につなげていきます。

目 次

基本方針 1	子ども一人一人が生き生きと学び 生きる力を培う学校教育を推進します……………	1
---------------	---	---

目指す方向性

- (1) ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成
- (2) 幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成
- (3) 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応
- (4) 信頼に応える学校
- (5) 魅力ある充実した学校

基本方針 2	家庭・地域・学校が連携して 子どもの豊かな成長を促します……………	19
---------------	--------------------------------------	----

目指す方向性

- (1) 家庭の教育力向上
- (2) 地域ぐるみで見守り育む体制づくり
- (3) 家庭・地域との協働による学校教育の充実

基本方針 3	生涯にわたる豊かな学びを支援します……………	26
---------------	------------------------	----

目指す方向性

- (1) 誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実
- (2) 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり
- (3) 誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

参考資料

用語解説……………	38
調査概要……………	46

※ 本文中の＊の語句は、用語解説をご覧ください。

基本方針 1

子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

《方針・施策の概要》

子どもたちが、自らの幸福はもとより、将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となるよう、「生きる力」を培います。そのために、校長の適切なマネジメントによる組織的な学校運営のもと、教員が高い専門性を発揮することで、より質の高い学校教育を実現します。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校、中学校、さらには高等学校までの連続した教育活動を推進します。

さらに、学校施設、設備、I C T*環境及び学校間連携・教員研修等を充実させ、葛飾区で学ぶことができてよかったと実感できる教育環境を整えます。

《評価指標》

「学校に行くのが楽しい」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(80.0) 78.9	(81.0)	(82.0)	(83.0)	(84.0)
中学校	(80.0) 80.3	(81.0)	(82.0)	(83.0)	(84.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施 策
(1) ウェルビーイング*を目指した 学力向上と健康な体の育成	①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実
	②生涯を健康に生きるための体力向上の取組
	③主体性・協働性を育む教育の充実
	④グローバル人材*の育成
	⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進
(2) 幸せや生きがいを感じられる 豊かな心の育成	①多様性を尊重する心の育成
	②豊かな感性と創造性の育成
	③自己肯定感*の醸成

(3) 共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応	①特別支援教育*の推進
	②不登校に係る支援の充実
	③日本語指導の充実
(4) 信頼に応える学校	①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実
	②連携・協働する学校づくり
	③互いに高め合う教員集団の育成
	④教員が能力を発揮できる環境づくり
	⑤開かれた学校づくり
(5) 魅力ある充実した学校	①学習環境の充実
	②教育D X*を推進する環境整備
	③学びの機会の充実

目指す方向性（１）ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成

校長を中心としたマネジメントの下、自校の学力の実態に即した学力向上プランを策定し、学校の主体的な学力向上に対する取組を充実します。学力向上に向けて、個別最適な学びと協働的な学びに向けた授業を充実するとともに、思考力、判断力、表現力等を育みます。また、体育の授業の充実、運動や外遊びを通じた体力の向上を図ります。

これらの取組で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指します。

《評価指標》

全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差の平均(ポイント)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(1.8) -0.1	(2.0)	(2.2)	(2.4)	(2.6)
中学校	(-1.2) -1.3	(-1.0)	(-0.8)	(-0.6)	(-0.4)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

体力・運動能力調査における体力合計点の平均(点)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(45.4) 44.5	(45.5)	(45.6)	(45.7)	(45.8)
中学校	(43.2) 42.8	(43.3)	(43.4)	(43.5)	(43.6)

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都教育委員会）

※小学1年生～6年生、中学1年生～3年生が対象

小学5年生まで(中学1・2年生のとき)に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(74.9) 78.0	(78.5)	(79.0)	(79.5)	(80.0)
中学校	(78.2) 78.0	(79.1)	(80.0)	(81.0)	(82.0)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童・生徒の割合(%)

	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
小学校	(77.7) 82.3	(83.0)	(83.7)	(84.4)	(85.0)
中学校	(79.0) 83.8	(84.1)	(84.4)	(84.7)	(85.0)

全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生及び中学3年生が対象

「英語の勉強は大切だと思いますか」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合(%)

	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
小学校	(91.0) 91.6	(92.0)	(92.5)	(93.0)	(93.5)
中学校	(88.8) —	(90.0)	(90.5)	(91.0)	(91.5)

令和6年度全国学力・学習状況調査(文部科学省) ※小学6年生のみ

令和7年度以降、葛飾区学習意識調査(教育委員会事務局教育指導課) ※小学4年生以上が対象

施 策	令和7年度取組予定
①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実	(ア) 小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした学力調査及び学習意識調査の結果と1人1台タブレット端末とを連携させ作成した児童・生徒一人一人に応じたデジタル教材を活用し、学力の定着及び情報活用能力の向上を図ります。 (イ) 校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン*」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン*」を作成し、1人1台タブレット端末等のICT機器を活用した授業の充実を図ります。また、小学校では補助的な学習支援を行う学習指導補助員の活用、中学校では学習指導員を配置し、学習センター(学校図書館)*を活用した自学自習の取組を推進します。さらに、各学校における校内研修の講師招聘の活用等により学力向上の取組を推進します。 (ウ) 自学自習の取組の推進及び個別最適な学びの充実を図るため、希望する中学校から実施校を決定し、映像教材を活用した取組を推進します。 (エ) 区立小・中学校の学校司書*を統括する学校図書館コーディネーターを活用し、学校司書に対する研修の充実を図り、児童・

	生徒が本に親しむ機会の増加や授業における調べ学習等への支援につなげていきます。また、全ての中学校で自学自習を支援する学習指導員を活用し、定期試験前の「自習ウィーク」や「夏季学習教室」を実施するなど、放課後等における自学自習の場として学習センター（学校図書館）の活用を推進します。 (オ) 教員が主体的に学び合う機会として、本区の教育研究指定校・園制度*等における校内研究を積極的に奨励します。 (カ) 漢字検定や英語検定などに向けて学習教室等の取組を推進するとともに、児童・生徒に目標をもたせることにより、より一層一人一人の学力向上を図ります。 (キ) 東京理科大学との連携や科学教育センター（未来わくわく館）*での実験教室により、理科好きの子どもを育てるとともに、「葛飾みらい科学研究コンクール*」など探究的な活動を行います。また、科学の面白さに触れる機会として、科学に造詣の深い大学教授等による講演会を実施します。 (ク) 東京理科大学との連携により、引き続き授業充実につながる研修を推進します。 (ケ) 科学教育センター（未来わくわく館）の活用を小学校等に促し、科学と技術の興味・関心を高めます。 (コ) 理科支援員*を配置し、引き続き理科の授業の充実を図ります。 (サ) 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日や長期休業中に活動し、もてる能力を更に向上させるための、「かつしかチャレンジプログラム」を開設します。7年度は、小・中学生を対象に「自然科学コース（科学教室）」と「プログラミングコース」、「理数分野コース（仮）」を、中学生を対象に「English Challenge コース」を実施し、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図ります。 (シ) 新聞記事を教材にしたワークシートを導入し、小学5年生から中学2年生までの読み解く力の育成を図ります。
②生涯を健康に生きるための体力向上の取組の充実	(ア) 児童・生徒の体力向上の目標となる「かつしかっ子体力アッププログラム*」に基づき、学校教育全体で体力の向上を図ります。 (イ) 小学校では、外部講師を活用した体力向上プログラムの全校実施を通して、児童の体力向上に取り組めます。 (ウ) 中学校では、中学校体力向上プログラムとして、外部有識者による保健体育研修会の実施を通して、授業の質を高め、生徒の体力向上に取り組めます。 (エ) 学校の休み時間や放課後に「体を使った遊び」を奨励することで、体力の向上を図ります。

③主体性・協働性を育む教育の充実	(ア) 「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けて、児童・生徒に貸与した1人1台タブレット端末を活用し、様々な考えを可視化するとともに、学習支援アプリケーション等の活用を通して、児童・生徒が主体的に取り組む授業の推進を図ります。 (イ) 葛飾教師の授業スタンダード*に基づき、授業の中に児童・生徒がじっくりと考え、主体的・協働的に活動する場を効果的に取り入れることで、思考力・判断力・表現力等を育成します。 (ウ) 情報活用能力の育成に向けて、1人1台タブレット端末の活用によるタイピング等のICT機器の操作スキル向上やプログラミングコンテスト等を通じたプログラミング教育*の充実に取り組んでいきます。また、子どもたちが情報やICT機器を正しく活用していく力を育てていくためには、家庭との連携が必要であることから、保護者向けの情報発信の充実にも取り組んでいきます。
④グローバル人材の育成	(ア) 英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小学1年生及び2年生に「英語に親しむ活動」の時間を区独自に設け、英語教育をより一層充実させます。また、小学1年生から外国語指導助手(ALT*)を配置し、生きた英語が習得できるよう取り組みます。 (イ) 外国語の学習活動を充実させるため、小学5・6年生及び中学1年生を対象に「英語体験プログラム」を実施し、外国語に関する興味・関心を高め、英語による表現力を身に付けられるようにします。 (ウ) 中学2年生を対象に、1人1台タブレット端末を活用してオンラインによる海外交流体験を実施し、外国人に対し、自分の身近な出来事などを紹介するとともに、外国のことを紹介してもらい、海外を知る機会をつくります。 (エ) イングリッシュキャンプ*や英語検定助成など、外国語に関する学習意欲を高める取組を推進します。2泊3日のイングリッシュキャンプについては、英語力の向上をめざす生徒を対象に宿泊体験型の施設において施設独自のLESSONプログラムにより異文化を体験しながらコミュニケーション能力の向上を図ります。7年度は、現在中学2・3年生に対し年1回実施している英語検定助成の対象を中学1年生まで拡大するとともに、中学3年生については助成回数を年2回へ増やします。
⑤幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進	(ア) 教育指導課に配置する「就学前教育アドバイザー」が区内の幼児教育施設を訪問し、教育・保育施設の取組を把握するとともに、子育て支援部と連携して、幼児教育の質の向上に向けて、助言及び支援等の充実を図ります。

	(イ) 小学校を中心とした近隣の幼稚園や保育園等をグループとし、「かつしかっ子就学前教育カリキュラム*」や「かつしかっ子スタートカリキュラム*」に基づき、各グループの実態に応じた幼保小連携教育を推進します。 (ウ) 各グループの実践を「幼保小連携教育実践シート」にまとめ、小学校のホームページを活用して広く周知します。 (エ) 幼保小連携教育カンファレンスを開催し、区内の就学前教育施設と小学校教育の連携及び幼児教育の一層の充実を図ります。 (オ) 幼保小連絡協議会、小中連絡協議会、中高連絡協議会を開催し、それぞれの実態に応じた幼保・小・中・高の円滑な接続や連携を推進します。 (カ) 進学重点教室*や生徒交流によるキャリア教育*などを通じて、中学校間及び区内都立高等学校との連携を推進します。また、区内都立高等学校と中学校が連携した進路指導の充実を図ります。
--	--

目指す方向性（２）幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育みます。また、全ての子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めます。

《評価指標》

「一人ひとりの心や命を大切にしている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(82.0) 79.4	(84.0)	(86.0)	(88.0)	(90.0)
中学校	(89.0) 88.6	(89.3)	(89.5)	(89.8)	(90.0)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

いじめの解消率（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(64.5) —	(66.5)	(68.5)	(70.5)	(74.5)
中学校	(61.2) —	(63.2)	(65.2)	(67.2)	(69.2)

解消件数/認知件数（教育委員会事務局教育指導課いじめ対策担当係）

「自分には、よいところがある」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(82.0) 82.2	(82.9)	(83.6)	(84.3)	(85.0)
中学校	(78.0) 80.6	(81.3)	(82.0)	(82.7)	(83.4)

全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象

施 策	令和7年度取組予定
①多様性を尊重する心の育成	(ア) 多様性を尊重する心や道徳性の育成のために、年間35時間実施する道徳科を中心に、学校教育全体で道徳教育の充実を図ります。また、「道徳授業地区公開講座*」により、学校、家庭及び地域社会が連携して児童・生徒の豊かな心を育みます。 (イ) 各学校に人権教育担当者を配置して年3回定例的に研修を行

	うとともに、人権教育プログラム（学校教育編）*に基づいた人権教育を学校教育全体で組織的に進めます。 (ウ) 東京都人権尊重教育推進校*の研究・実践を区内全校に広めるために、研究成果を還元します。 (エ) 葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会及び連絡協議会を開催し、いじめの状況に関する分析と対応を検討し、学校が行ういじめ防止対策の取組に生かしていきます。 (オ) 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード*」に沿った対応を推進するため、教職員への研修を実施し、教職員のいじめに関する理解促進及び意識の向上を図ります。 (カ) いじめの未然防止による、子どもが安心して生活できる学校づくりや、いじめの早期発見、早期対応による、いじめを深刻化させないための取組強化を図る「いじめ対応サポーター」を小学校1校に配置し、いじめの加害者をつくらないための指導事例の作成など、全校に向けた啓発に取り組みます。
②豊かな感性と創造性の育成	(ア) 小学校における岩井臨海学校、日光移動教室、中学校における移動教室やふれあい学習等、自然と触れ合う体験学習を通して、豊かな感性と創造性を育みます。また、集団生活により学級・学校への所属意識を高めるとともに、社会性や協調性を育みます。 (イ) 校内における文化的行事、体育的行事及び連合行事において、日常では味わえない体験を通して児童・生徒の豊かな感性と創造性を育みます。
③自己肯定感の醸成	(ア) 道徳科や学校行事等を通して教員が子どもの活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚できるよう取り組みます。 (イ) 生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施し、子どもが自他の生命を大切にする態度を育成します。 (ウ) 子どもたちの取組を積極的に表彰することで、自分の良さを肯定的に認める機会とし、自尊感情を高めさせます。

目指す方向性（３）共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応

全ての子どもたちがその能力を最大限に発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、互いに高め合うことができるよう、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。

《評価指標》

特別支援教室*において特別な指導を受けた児童・生徒数（人）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(995) —	(1, 058)	(1, 058)	(1, 058)	(1, 058)
中学校	(281) —	(230)	(230)	(230)	(230)

特別支援教室利用に係る教育課程受件数（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

自閉症*・情緒障害特別支援学級*において特別な指導を受けた児童・生徒数（人）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(21) —	(24)	(24)	(24)	(24)
中学校	(20) —	(24)	(24)	(24)	(24)

葛飾区立学校児童・生徒・園児数（教育委員会事務局学務課）

不登校児童・生徒数[そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数]（人）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(480[170]) —	(510[200])	(505[205])	(500[210])	(495[215])
中学校	(760[310]) —	(760[270])	(745[275])	(730[280])	(715[285])

不登校児童・生徒数等実績（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）

にほんごステップアップ教室*、日本語学級利用者数（人）					
	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
にほんごステップアップ教室利用者数	(170) —	(155)	(160)	(165)	(170)
日本語学級利用者数	(142) —	(240)	(245)	(250)	(255)
児童・生徒在籍数調査（教育委員会事務局総合教育センター教育支援課）					
施 策	令和 7 年度取組予定				
①特別支援教育の推進	(ア) 発達障害等のある子どもに対して教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全区立小・中学校で実施します。 (イ) 「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を小・中学校各 2 校で運営します。 (ウ) 特別支援学級（言語障害学級）の入級希望者が増加していることから、言語障害学級を増設します。8 年度の開設に向けて、7 年度は開設準備を行います。 (エ) 特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図っていきます。 (オ) 発達障害等のある児童・生徒に対して、危機回避・安全管理及び学習又は生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を小学校全校及び中学校 10 校に配置します。7 年度は配置時間数を拡大します。 (カ) 学校及び家庭への多角的な支援を充実させるために、特別支援教室に通室している小学 1 年生から 3 年生までの児童の保護者を対象として、ペアレントトレーニング講座を実施します。7 年度は、定員を 20 人から 50 人に拡大して実施します。 (キ) 全ての小学校で 1 人 1 台タブレット端末を活用した多層指導モデル（デジタル版 M I M）を引き続き実施し、読みに課題のある児童への早期対応を行います。また、一部の特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校・巡回校をモデル校として、一人一人に適した I C T 教材を導入します。				
②不登校に係る支援の充実	(ア) 自発的な学習や体験的な学習の場を提供し、心理専門員との相談等を行い、社会的自立に向けた支援を行う「ふれあいスクール明石」を運営します。7 年度は対象学年を小学 1 年生からに拡大し、支援の充実を図ります。 (イ) 教員経験者と心理専門員が、各学期に 1 回各学校を訪問し、児童・生徒の状況把握と支援策を考える訪問型学校復帰支援を				

	行います。 (ウ) 登校できるものの、教室に入ることができない児童・生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」の設置を進めます。7年度は小学校2校、中学校5校に開設するとともに、8年度の開設に向けて、中学校5校の開設準備を行います。 (エ) スクールソーシャルワーカー*・スクールカウンセラー*と連携し、「チーム学校」として支援を行うとともに、教員研修の充実に取り組みます。 (オ) 「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード*」の理解を促し、教職員の啓発に取り組みます。 (カ) 小学校2校に、登校支援や校内別室における見守り支援を行う登校サポーターを配置します。また、中学校3校に不登校対応巡回教員を配置し、巡回拠点校及び巡回校において不登校生徒の支援等を行います。
③日本語指導の充実	(ア) 日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター*及び新小岩中学校内の2か所において運営します。 (イ) 日本語学級を小学校2校・中学校2校で運営し、授業に必要な日本語の指導を行います。また、にほんごステップアップ教室との連携強化を図ります。 (ウ) 日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を図るため、日本語通訳を派遣します。

目指す方向性（４）信頼に応える学校

子どもや保護者への相談体制の充実を図り、適切な支援を行います。また、学校の教育活動において「葛飾教育の日*」等での学校公開の充実を図るとともに、教職員の指導体制の充実を図ります。さらに、教員研修の充実、学校評価*や学校ホームページの活用などを通して、区民の信頼に応える学校づくりを進めます。

《評価指標》

ＩＣＴの活用により校務の効率化が図られていると感じる教職員の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(56.6) 69.4	(70.4)	(72.0)	(74.1)	(80.0)
中学校	(50.5) 63.8	(64.8)	(67.8)	(72.6)	(80.0)

葛飾区教育情報化に関するアンケート調査（教育委員会事務局学校教育推進担当課）

教育研究指定校・園となり、研究に取り組んだ延べ校・園数（校）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小・中学校、園	(29) 29	(39)	(49)	(59)	(69)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

「葛飾教育の日」に参観した保護者の人数（人）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(141,000) —	(142,000)	(143,000)	(144,000)	(145,000)
中学校	(22,500) —	(23,000)	(23,500)	(24,000)	(24,500)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施 策

令和7年度取組予定

①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実	(ア) 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。7年度は一部の小学校において、スクールカウンセラーの配置日数を拡大します。 (イ) 様々な困難を抱える児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを
-----------------------	---

	活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣します。 (ウ) 学校が児童・生徒の多様化・複雑化した課題に適切に対応できるようにするため、状況に応じて、児童相談所、警察署などの関係機関とより緊密に連携できるよう、支援を行います。
②連携・協働する学校づくり	(ア) 校長のリーダーシップの下、教職員が連携を図り、より充実した教育環境づくりを推進します。 (イ) 校内において組織的にOJT*を実施するなど学校が一体となって、人材育成に取り組みます。
③互いに高め合う教員集団の育成	(ア) 全ての学校・園で、研究主任を中心とした研究や研修を推進するとともに、学校全体で授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実を図ります。 (イ) 「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会*」の活性化を支援することで、区全体の教科等に関する教員の専門性の向上を図ります。 (ウ) 教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校・園」として指定するとともに、研究発表会では各学校の研究成果を共有し、自校の教育活動の充実に活用できるようにします。
④教員が能力を発揮できる環境づくり	(ア) 2地区目以上かつ7年以上の経験を有する教員等を対象に、区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目的とした葛飾教師塾*を開設し、「管理職を見据えた広い視野」をもったリーダーを育成します。 (イ) 教員の表彰制度を実施することにより、優秀な教員の意欲を向上させ、自らの資質・能力の向上につなげるとともに、被表彰者が若手教員へ模範授業を行うなど他の教員の資質向上を図ります。 (ウ) 教員の資質・能力やキャリアステージに合わせ、様々な教育課題や教科等の専門性を高める研修を充実させます。 (エ) 教員の働き方改革の推進に向けて、校務データを活用して学校や学級の状況をグラフや表などで可視化するダッシュボード機能を校務支援システムに導入し、学校及び学級の運営の更なる充実に取り組みます。
⑤開かれた学校づくり	(ア) 月1回の「葛飾教育の日」において、日常の授業や研究授業の成果を積極的に公開し、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携を図ります。 (イ) 学校評価として、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価を積極的に行い、改善策について保護者、地域住民へ公表するなどして、引き続き学校運営に対する理解を図ります。

	(ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者が、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況を専門的視点から評価を行う第三者評価*を、希望する小・中学校で実施します。
--	--

目指す方向性（５）魅力ある充実した学校

子どもが地域で安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにします。

また、地域の防災拠点でもある学校の改築を計画的に推進します。改築に当たっては、地域とともにある学校としてふさわしい機能を、地域の方々と協議しながら整備していきます。

《評価指標》

子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合（％）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(69.9) 69.9	(70.4)	(70.9)	(71.4)	(71.9)
中学校	(63.8) 62.1	(64.3)	(64.8)	(65.3)	(65.8)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）

放課後や長期休業中に学習センター（学校図書館）を活用した生徒数（人）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
中学校	(28,000) —	(28,000)	(29,000)	(30,000)	(31,000)

事業実績（教育委員会事務局教育指導課）

施 策

令和 7 年度取組予定

①学習環境の充実	(ア) 平成 30 年 9 月に決定した改築校について、以下の取組を進めます。				
	水元小学校	新校舎建設工事（仮設校舎で運営） 仮設校舎解体工事、体育館解体工事 令和 7 年 9 月新校舎で運営開始予定			
	道上小学校	仮設校舎解体工事・既存残校舎解体工事 令和 7 年 4 月新校舎で運営開始			
	二上小学校	新校舎建設工事 令和 8 年 4 月新校舎で運営開始予定			
	よつぎ小学校 四ツ木中学校	中学校仮設校舎建設工事、中学校一部既存校舎解体工事 令和 11 年 9 月施設一体型新校舎で運営開始予定			

	宝木塚小学校	既存校舎解体工事 新校舎建設工事(仮設校舎で運営)
	常盤中学校	体育館解体工事、新校舎建設工事 令和9年4月新校舎で運営開始予定
	柴又小学校	東柴又小学校及び桜道中学校と併せて柴又地域一連の学校改築で検討
	(イ) 令和5年12月に決定した改築校について、以下の取組を進めます。	
	本田小学校	改築工事期間中の教育環境の確保の検討
	小松南小学校	改築基本構想・基本計画策定
	木根川小学校 渋江小学校 中川中学校	木根川小学校と渋江小学校を統合し、東四つ木小学校として運営開始 施設一体型校舎の実施設計 木根川小学校解体工事
	柴又小学校 東柴又小学校 桜道中学校	柴又小学校と東柴又小学校を統合し、統合小学校として改築基本構想・基本計画策定 令和9年度柴又小学校と東柴又小学校統合予定 令和13年度中新校舎で運営開始予定
	(ウ) 「第2期葛飾区有建築物保全工事計画」や「葛飾区学校施設長寿命化計画」に基づき、6年度と同様に、外壁改修や屋上防水などの保全工事を実施します。また、学校の状況も踏まえながら、教育環境や施設機能を回復・向上させるための内装改修等の工事を実施します。	
	(エ) 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るため、未設置の学校に段差解消のためのスロープ及び車椅子使用者用トイレを順次設置していきます。7年度は、小学校6校にスロープを設置するほか、小学校2校・中学校1校に車椅子使用者用トイレを設置します。また、小学校9校・中学校7校において和便器の洋式化等を行います。	

(オ) 「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」を踏まえ、東四つ木地域における学校適正規模を確保し、教育環境の充実を図るため、7年4月に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行い、新校舎竣工までの間、渋江小学校敷地において東四つ木小学校として学校運営を行います。

(カ) 児童・生徒の心身の健全な発達と保護者負担の軽減を目的に実施している学校給食費の完全無償化について、食物アレルギー等の理由により弁当を持参している児童・生徒の保護者への補助と併せて引き続き実施します。

(キ) 義務教育期間にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境の充実を図るため、小学5年生

	の臨海学校のほか、小学6年生の林間学校や中学2年生の移動教室、中学3年生の修学旅行、一部の副教材の費用を無償化します。
②教育D Xを推進する環境整備	(ア) 教育D Xの推進に向けて、次期学校教育総合システム*の検討や、令和8年4月の1人1台タブレット端末の入替の準備(新端末の調達及び設定作業)を進めていきます。
③学びの機会の充実	(ア) 放課後や長期休業中に、学習センター(学校図書館)を開館し、子どもたちが自学自習できる学習環境づくりを行います。また、全ての中学校において、自学自習を支援する学習指導員を配置し、定期試験前の「自習ウィーク」を実施するなど、放課後等における自学自習の場として学習センター(学校図書館)の活用を推進します。 (イ) 学校司書を配置することにより、いつでも学習センター(学校図書館)を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させます。 (ウ) 福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する、基礎学力定着講座*について、連携して取り組みます。

基本方針 2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

《方針・施策の概要》

子どもの豊かな成長を促すために、家庭・地域・学校が連携しながら協力し合い、よりよい環境づくりを進めます。

また、全ての教育の出発点である家庭教育について、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。

《評価指標》

地域の活動に参加している児童・生徒の割合（％）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
小学校	(36.1) 37.9	(38.2)	(38.5)	(38.8)	(39.1)
中学校	(32.2) 32.5	(32.8)	(33.1)	(33.4)	(33.7)

葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

目指す方向性	施 策
(1) 家庭の教育力向上	①乳幼児期からの家庭教育の充実
	②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進
(2) 地域ぐるみで見守り育む体制づくり	①青少年育成支援の充実
	②学校施設等を活用した放課後支援の推進
	③学校と連携する体制の整備
(3) 家庭・地域との協働による学校教育の充実	①健康教育の推進
	②安全教育の充実
	③キャリア教育の推進
	④区立中学校部活動等の充実

目指す方向性（１）家庭の教育力向上					
基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもの人格形成・健全な成長を促していきます。					
《評価指標》					
「朝食を毎日食べている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(97.2) 92.7	(97.7)	(98.2)	(98.7)	(99.2)
中学校	(95.2) 89.3	(95.7)	(96.2)	(96.7)	(97.2)
全国学力・学習状況調査（文部科学省）※小学6年生及び中学3年生が対象					
「夜は時刻を決めて寝ている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(63.2) 58.4	(64.7)	(66.2)	(67.7)	(69.2)
中学校	(58.6) 54.7	(60.1)	(61.6)	(63.1)	(64.6)
葛飾区学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象					
子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心掛けている保護者の割合（％）					
	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
小学校	(92.9) 91.9	(93.9)	(94.9)	(95.9)	(96.9)
中学校	(87.7) 86.5	(87.8)	(87.9)	(88.9)	(89.9)
学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象					
施 策	令和7年度取組予定				
①乳幼児期からの家庭教育の充実	(ア) 朝食の摂取状況や規則正しい生活のチェックなどを通して、基本的な生活習慣の見直しと定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー*」を作成し、区立小学校の全児童及び区内の幼稚園、保育園等に在籍する4・5				

	歳児の保護者を対象に配付・啓発します。 (イ)「朝食レシピコンテスト」の参加者の増加を図るため、広報紙、区公式ホームページ等を活用した周知のほか、小・中学校へ周知することで保護者の参加と理解を深めていきます。また、学年層別に3つのテーマに分けて審査した優秀賞作品をカレンダーへ掲載するとともに、食育フェアで紹介し、子どもの発達や成長に関わる朝ごはんの摂取の大切さを広く啓発します。 (ウ)子どもに身に付けさせたい基本的な社会ルールや家庭教育の大切さを掲載したパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ*」は、区内小・中学校の全児童・生徒や幼稚園、保育園等に在籍する幼児（5歳児）の保護者及び「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）*」の参加者や児童相談所で配付し、家庭教育の大切さを啓発します。 (エ)保護者及び入学前の幼児の不安の軽減を目的とした「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）」については、「小学校ってこんなところだよ」及び「ドキドキの一年生、家庭での心構え」の2つのテーマを、元小学校長及びスクールカウンセラーを講師として実施します。「ドキドキの一年生、家庭での心構え」はオンラインで実施し、より多くの保護者が参加できるようにします。 (オ)保護者組織等が学習会を開催する際に講師を派遣し、その講師謝礼を助成する「家庭教育応援制度*」は、広報紙や区公式ホームページを活用して周知します。また、PTAや保護者、私立保育園等の電子連絡網を活用し、広く利用促進を図ります。
②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進	(ア)子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。7年度は、一部の小学校においてスクールカウンセラーの配置日数を拡大し、相談体制の充実を図ります。

目指す方向性（２）地域ぐるみで見守り育む体制づくり

家庭・地域・学校が連携することで、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りをもてるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援します。

《評価指標》

青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
区民の割合	(21.1) —	(22.4)	(22.9)	(23.8)	(24.7)

政策・施策マーケティング調査

学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場*があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
保護者の割合	(74.5) 76.9	(77.4)	(77.9)	(78.4)	(78.9)

学校教育アンケート（教育委員会事務局教育指導課）※保護者が対象

最近１年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことがある区民の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
区民の割合	(19.0) —	(20.7)	(20.8)	(21.0)	(21.1)

政策・施策マーケティング調査

施 策

令和７年度取組予定

①青少年育成支援
の充実

- (ア) 葛飾区青少年育成地区委員会*との共催による地区委員研修会を実施し、活動を進めていく上で必要な知識を身に付けるための支援を引き続き行います。また、全19地区委員会の共通行事として実施する「少年の主張大会*」や「地区ロードレース大会*」等の運営を支援し、青少年の健全育成を図ります。さらに、地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、各地区委員会に対して補助金を交付します。
- (イ) 葛飾区青少年委員*の活動が効果的に行われるように、毎月1回の定例会、委員会内に設置した8つのブロック会及び6つの

	専門部会（広報部、小学校支援部、中学校支援部、研修部、情報部、体験学習部）の活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。 (ウ) 葛飾区子ども会育成会連合会*との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会*」「子どもまつり」「かつしか少年キャンプ*」等の開催や子ども会活動に関する相談、情報提供等により子ども会活動を支援し、引き続き青少年の健全育成を図ります。また、地域における子どもの健全育成及び子ども会相互の交流の充実を図るため、子ども会育成会連合会に対して交付する補助金や謝礼金を増額します。
②学校施設等を活用した放課後支援の推進	(ア) 児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブを整備します。7年度は、水元小学校及び二上小学校内に学童保育クラブを整備します。 (イ) 学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した放課後居場所事業「かつしかプラス」の実施拡大や夏季一時学童保育クラブの受入枠の拡大を図ります。7年度は「かつしかプラス」の実施校を4校から8校に拡大するとともに、夏季一時学童保育は2クラブで受入枠を拡大します。 (ウ) わくわくチャレンジ広場については、地域の声や現役児童指導サポーターの意見を聴きながら新たな担い手の確保を進め、地域を中心とした運営基盤の強化を図ります。週5日の実施や参加対象学年の拡大等が特に困難な学校については、委託による運営支援を行うことで、全日、全学年の児童が参加できる環境整備を進めていきます。また、今後の放課後子ども支援事業の充実について、引き続き検討を行います。
③学校と連携する体制の整備	(ア) 区立小・中学校72校の各学校地域応援団*については、活動ボランティアの減少傾向を抑制するため、支援者を区の広報媒体等を活用して募集します。また、学校活動支援の継続がなされるよう地域コーディネーターと連携した支援者確保を図ります。地域コーディネーターには、活動現場のニーズに合った研修を提供し、個々の資質向上を図ります。 (イ) P T A活動が効果的・効率的となるよう、講習会や研修会など、学びの機会や情報を提供します。 (ウ) 国が推進する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)*」の設置に向けたモデル校を選定し、設置に向けた準備を進めます。

目指す方向性（３） 家庭・地域との協働による学校教育の充実

望ましい食習慣の形成や健康教育、キャリア教育や交通安全、災害時の安全教育等について、積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図ります。

《評価指標》

「将来の夢や目標をもっている」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合（％）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
	実績				
小学校	(81.0) 82.0	(82.7)	(83.5)	(84.2)	(85.0)
中学校	(71.0) 69.8	(71.1)	(72.4)	(73.7)	(75.0)

学習意識調査（教育委員会事務局教育指導課）※小学4年生以上が対象

地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
	実績				
種目数	(9) 7	(9)	(15)	(15)	(30)

事業実績（教育委員会事務局地域教育課）

施 策	令和 7 年度取組予定
①健康教育の推進	(ア) 各学校で、健康部と連携した喫煙防止教育*や、外部人材を活用した薬物乱用防止教室*を実施します。 (イ) 各学校の保健主任を中心とした学校保健委員会*を活用し、保健などの授業の充実を図るとともに、組織的な健康教育を推進します。 (ウ) がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識がもてるよう、がん教育地域拠点病院と連携してがん教育*に取り組みます。 (エ) 東京聖栄大学と連携した、教員対象の食育リーダー研修を実施します。
②安全教育の充実	(ア) 警察署等の関係機関と連携した「セーフティ教室*」を全校で実施します。 (イ) 「安全教育プログラム*」や「防災ノート」、「東京防災」、「マイ・タイムライン」を活用し、実践的な指導を推進するとともに、学校と家庭が連携した防災教育を各学校において実施します。

	(ウ) 都市整備部と連携し、スケアード・ストレイト*方式による交通安全教室を実施します。 (エ) 各学校における年間指導計画に基づき、火災、地震、侵入者対応などを想定した避難訓練を、月 1 回実施します。 (オ) 中学校保健体育科で学ぶ心肺蘇生や応急手当に関して、実践力を身に付けるため、中学 2 年生の全生徒を対象とした「普通救命講習会」を全校で実施します。
③キャリア教育の推進	(ア) 定期的に進路指導主任研修会を行い、各学校における取組や指導方法などを共有し、キャリア教育の充実を図ります。 (イ) 児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育成し、自己実現につなぐものとして、「キャリア・パスポート*」を全校で実施します。 (ウ) 区内各事業所の協力を得て、中学 2 年生を対象とした「中学生職場体験*」を全校で実施し、望ましい勤労観・職業観を育成します。また、事業所での職場体験ができない場合には、事業所で働く方などを招いて体験談を聞かせてもらうなど、各中学校の実態に応じ、工夫して実施します。
④区立中学校部活動等の充実	(ア) 地域移行のモデル事業を継続し、得られた検証結果を踏まえ、関係団体と区で構成する協議会において、7 年度末を目途に中学校部活動の地域連携・地域移行の推進のための基本的な方針を策定します。7 年度は、新宿中学校に加え、中川中学校及び四ツ木中学校の 2 校合同でモデル事業を実施します。 (イ) 学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員）や中学校部活動地域指導者（有償ボランティア）の配置の充実を図ります。

基本方針 3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

《方針・施策の概要》

区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し絆を深めるための場と機会を充実します。

また、区民と協働して、学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつくり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めます。

《評価指標》

日頃から学習や習い事をしている区民の割合（％）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(31.0) —	(32.4)	(32.5)	(32.6)	(32.7)

政策・施策マーケティング調査

日頃から運動やスポーツをしている区民の割合（％）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
区民の割合	(68.0) —	(68.9)	(69.7)	(70.5)	(71.3)

政策・施策マーケティング調査

目指す方向性	施 策
(1) 誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実	①区民のニーズをとらえた学習機会の充実
	②生涯にわたるスポーツ活動の推進
	③学びと自立を支える課題解決型図書館*サービスの充実
(2) 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり	①区民協働による学習・スポーツ活動の推進
	②葛飾への愛着が深まる事業の推進
	③地域の担い手の養成と支援

(3) 誰もが学び、集い、スポーツに 親しめる環境づくり	①学びを促進する環境の整備
	②魅力あるスポーツ施設の整備
	③スポーツを「みせる」環境の整備
	④利便性の高い図書館の整備

目指す方向性（１）誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実					
全ての区民が、学習・文化・スポーツ活動を通して、豊かな人生を送るための支援をします。そのために、区民の誰もが自分にあった形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図ります。 《評価指標》 かつしか区民大学*、わがまち楽習会*、団体・サークル支援講座、※団体学習支援事業の合計延べ受講者数（人）					
	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
受講者数	(7, 250) —	(8, 300)	(8, 850)	(9, 400)	(9, 950)
事業実績（教育委員会事務局生涯学習課） ※団体学習支援事業は 7 年度開始予定。6 年度は再編前の生涯学習援助制度の受講者数					
生涯スポーツ課事業（指定管理者事業含む）の実施における参加者数（人）					
	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
参加者数	(191, 283) —	(200, 000)	(210, 000)	(220, 000)	(230, 000)
事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）					
図書館利用カードの新規登録者数（人）					
	6 年度 (目標) 実績	7 年度 (目標)	8 年度 (目標)	9 年度 (目標)	10 年度 (目標)
新規登録者数	(13, 000) —	(13, 200)	(13, 400)	(13, 700)	(14, 000)
事業実績（中央図書館）					
施 策	令和 7 年度取組予定				
①区民のニーズをとらえた学習機会の充実	（ア）かつしか区民大学では、多様な学びによる自己実現を図るため、130 講座の開催と延べ 6, 000 人の受講者数を目指します。また、時間的な余裕がなく会場受講が困難な方（子育て世帯・働き盛り世代など）でも学びの機会を得られるように、オンライン開催を行います。 （イ）郷土と天文の博物館*では、様々なテーマでの講座や展示事業を実施します。天文分野では、プラネタリウムと天文展示室を活用し、最新情報の提供やミニ講座、コンサートなどの事業				

	を展開します。これらの取組は、博物館公式SNSやホームページ、年4回発行する「館だより」などで、積極的に情報提供を行います。 (ウ) 障害の有無にかかわらず、広く区民が活用しやすい事業とするため、「生涯学習援助制度」及び「出前教室」を再編し、学習・文化団体及び障害者団体が自主的に企画した学習会の講師謝礼を助成する「団体学習支援事業」を新たに創設します。また、障害を理由に外出が困難な個人の学びを支援するため、新たに「障害者学び支援事業」を創設します。さらに、知的障害のある方々が、安全に安心して仲間づくりやレクリエーション等に親しめるよう、「かつしか教室*」のプログラム内容や開催方法について工夫を行います。 (エ) 様々な文化団体の発表の場である「葛飾区民総合芸術祭典」「合唱祭」「葛飾区民文化祭」「学び交流まつり*」や子どもが音楽・演劇や美術に取り組む「NPOとの協働による文化・芸術教室」や「そうさく教室」などを行い、区民が文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。
②生涯にわたるスポーツ活動の推進	(ア) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会*と連携して、競技力向上のための区民体育大会や、誰もが気軽に参加できる区民スポーツ大会の開催を支援します。 (イ) 河川敷や公園を中心に設定したコースを利用して、ランニングやウォーキングを楽しむ方々の利便性向上のため、コース周辺の公衆浴場や体育施設等で着替えや荷物の預かり、シャワー等の利用が可能なランニングステーションを増設し、身近な場所でランニングやウォーキングを楽しめる環境を充実します。また、この環境を活用してランニング・ウォーキング教室事業を展開することで、ランニングステーションとコースの認知度向上と利用促進を図ります。 (ウ) 「健康長寿のまち葛飾」を見据えて、スポーツ活動と健康づくりの相乗効果を促すために、他部署の健康推進事業との連携や、スポーツを通じた連携協力協定を締結した企業と協働して、スポーツイベントを中心に健康測定等を実施することで、区民のスポーツによる健康づくりへの意識や関心を高めていきます。 (エ) 障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催していきます。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツの普及と発展及びボランティアの育成を進めていきます。

③学びと自立を支える課題解決型図書館サービスの充実	(ア) 区民が必要な時に必要な図書や情報を効率的に得ることができるためのノウハウに関する体験講座を実施します。 (イ) 「ブックスタート事業*」「セカンドブック事業*」を継続し、幼児期からの読書習慣の定着を図ります。また「かつしかっ子ブック事業*」により児童が読書に親しむ機会を提供します。 (ウ) 「読書手帳*」に児童が読書履歴や感想などを記録することで、達成感や楽しみを感じてもらい、読書の習慣化に繋がっていきます。また、子どもたちが読書への楽しみをより増やすことができるように、乳幼児向けのおはなし会や読み聞かせの充実・拡大に取り組みます。 (エ) 「夏休み自由研究おうえんたい*」や学校への団体貸出、インターネットによるレファレンス*受付をはじめ、レファレンスサービスの充実に取り組みます。 (オ) 情報拠点としてビジネス、健康・医療、法律関係の資料を積極的に収集・提供していきます。また、講演会や各種セミナー、ビジネス相談会等を継続して行い、サービスの充実を図るとともに、関連部署との連携に努めます。各種セミナーについては、ズーム機能等の活用により、利用者の利便性向上を図ります。 (カ) 電子書籍*のコンテンツ数を増やすことにより、非来館者向けサービスの拡大を図ります。7年度からはオーディオブック*を導入します。 (キ) 電子書籍により親しんでもらうため、中学1年生を対象に、葛飾区立図書館蔵書の電子書籍が閲覧できるよう、全ての生徒に電子書籍閲覧用ID・パスワードを配付しています。さらに7年度からは対象を小学5・6年生にも拡大します。
----------------------------------	--

目指す方向性（２）学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

区民・団体・区との協働による学習・文化・スポーツ活動を推進し、地域への関心を高める機会の充実を図ります。

また、地域を支える人材を育成するとともに、学習で得た知識や技術が、暮らしや地域活動、まちづくりに生きる仕組みをつくります。

《評価指標》

文化財めぐりの参加者数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(60) —	(80)	(80)	(80)	(100)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

博物館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
事業参加人数	(2, 350) —	(3, 270)	(3, 370)	(3, 470)	(3, 570)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

※ 6年度については、博物館の改修工事に伴う休館（6年10月～7年3月）により一部事業の休止や縮小をしている。

スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(400) —	(730)	(770)	(800)	(830)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

かつしか地域スポーツクラブ*総活動数（人）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	(目標) 実績	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
活動数	(52, 023) —	(55, 500)	(56, 000)	(56, 500)	(57, 000)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

図書館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）					
	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
	（目標） 実績	（目標）	（目標）	（目標）	（目標）
事業参加人数	(1, 700) —	(1, 850)	(2, 000)	(2, 100)	(2, 200)
事業実績（中央図書館）					
施 策	令和 7 年度取組予定				
①区民協働による 学習・スポーツ 活動の推進	（ア）かつしか区民大学では、区内各種団体と協働による団体連携講座に引き続き取り組みます。また、区民の参画・協働による運営を進めるため、区民運営委員会がより充実した講座を実施できるよう、企画段階から支援します。 （イ）博物館ボランティアとの協働事業の更なる推進を目指して取り組んでいきます。 （ウ）子どもから高齢者、障害者が共に参加し、楽しむことのできるマラソン大会として「第 12 回かつしかふれあい R U N フェスタ*2026」を実施します。関連地域、商店街、区内の高校や大学などボランティアや関係団体との協働により、大会運営を進めていきます。また、日本陸上競技連盟公認コースとすることにより、楽しく走るだけでなく記録を狙うランナーにも幅広く参加していただけるように努め、「つながるひとの輪、ひとの道」をキャッチフレーズとして取り組んでいきます。さらに、事前にボランティア向けに救急法の研修会を開催して、安全・安心な大会運営を行っていきます。 （エ）スポーツ指導員養成講習会を実施して、本区のスポーツ推進に欠かせない指導員の育成を行うとともに、スポーツ教室や地域のイベント等で指導を実践する場を設けます。また、区内で活動する指導者のスキル維持向上のためにフォローアップ研修会を実施するとともに、スポーツボランティアの育成支援のための研修会を引き続き実施して「ささえる」スポーツの充実を図ります。 （オ）区内の障害者団体による葛飾区障害者スポーツ普及検討委員会を設置し、パラスポーツの普及を目指します。また、様々なパラスポーツが体験できるイベントを開催し、区民のパラスポーツへの理解・関心を高めます。 （カ）子どもの健全育成と地域活性化をテーマに、12 歳以下の子どもたちによるジュニアサッカー大会「キャプテン翼 C U P かつしか*」を、葛飾区出身の漫画家でキャプテン翼の原作者である高橋陽一氏を大会アンバサダーに迎え、南葛 S C と協働して開催します。大会には「キャプテン翼」とゆかりのある自治体				

	から少年サッカーチームを招くほか、スポーツ体験コーナーやフードブースを設けるなど、サッカーファン以外の方も楽しめるイベントを行っていきます。また、各地の特産品を集めた物産展を開催することで、本区と地方の魅力を全国に発信し、全国連携事業の一環として、自治体間の交流を広げていきます。 (キ) 地域住民主体で運営される、かつしか地域スポーツクラブが、本区の地域スポーツ推進の担い手となり、スポーツや文化活動を通じて地域のコミュニティ拠点として継続的に活動できるよう支援を実施していきます。 (ク) 一般社団法人葛飾区スポーツ協会との協働により、区民のスポーツ活動の裾野を広げる事業として、区民健康スポーツ参加促進事業*を実施します。また、魅力ある体験教室を実施するなど、区民のスポーツ参加率の向上を進めていきます。 (ケ) 図書館の資料等を活用したDVD映画会、CDコンサートの開催など、図書館を拠点に活動する「葛飾図書館友の会*」をはじめとするボランティア団体の継続的な活動を支援します。
②葛飾への愛着が深まる事業の推進	(ア) 地域団体やサークルの会合などの機会を捉えて、わがまち楽習会の周知を図るとともに、より地域住民のニーズに沿い、地域課題の解決につながる学習会が開催されるよう支援します。 (イ) 小学3年生全児童にかつしか郷土かるた*の配付を行うなど、郷土学習の支援を行います。また、地区競技大会の代表選出支援を行うなど、青少年育成地区委員会と連携・協働し、全区競技大会を開催します。さらに、区民の認知度を高めるため、パネル展の開催など、PR活動に取り組みます。 (ウ) 各地区の文化財保護推進委員*とともに「文化財めぐり」の実施や情報誌「かつしかの文化財」の発行等を通して、区内の文化財を周知し、文化財が地域の身近な存在として意識されるよう取り組んでいきます。また、地域で大切にされている文化的資源のうち、後世に残していくものや活用していくものを「地域文化遺産」として認定し、保存や活用を図ります。 (エ) 葛飾柴又の文化的景観*については、保護の対象として不可欠な建築物等の修理修景等の支援や文化的景観ニュースの発行による普及啓発等、「葛飾柴又の文化的景観整備計画」の着実な推進に取り組みます。 (オ) 図書館では、地域資料の収集・充実に努めるとともに、かつしかデジタルライブラリー*への掲載を目指し、寄贈された未整理資料の分類とデジタル化の準備を行います。 (カ) 各図書館の地域の特性を生かしたテーマ別コーナーの設置や関連資料の収集について、周辺環境やニーズの変化に対応しながら実施していきます。

③地域の担い手の 養成と支援	(ア) 地域に貢献できる人材育成を進めるため、かつしか区民大学の中で、子育てや環境、農業、健康など様々な分野でボランティア養成講座を引き続き開催します。また、学んだことが更なる学習や地域活動などに活きる「学びの循環」の仕組みづくりを進めていきます。 (イ) 団体・サークルが求めるテーマを取り上げながら、地域の課題を捉え、その解決方法を考え合います。また、団体同士の交流を図るとともに、活動の担い手やリーダーのエンパワメントを支援します。 (ウ) 葛飾区ゆかりのアスリートを葛飾区トップアスリート*や葛飾区レジェンドアスリート*として認定し、オリンピック・パラリンピックや世界大会等の出場に向けて支援していきます。また、認定したアスリートを区スポーツイベント等の講師やゲストとして招聘し、区民との交流の場を設けます。 (エ) 読み聞かせボランティア養成講座（入門編、乳幼児編、スキルアップ編）、音訳ボランティア養成講座等を開催し、図書館活動に関わるボランティアの養成を図るとともに、各ボランティア講座修了者の活動が広がるよう支援していきます。 (オ) 図書館の資料等を活用したDVD映画会、CDコンサートの開催など、図書館を拠点に活動する「葛飾図書館友の会」をはじめとするボランティア団体の継続的な活動を支援します。 【再掲】
---------------------------	---

目指す方向性（３）誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

必要な情報が手軽に得られるよう図書館の機能を充実するとともに、学習情報を提供する仕組みをつくりまします。また、区民の誰もが快適に学び、交流し、文化やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備を整えるなど環境づくりを進めます。

《評価指標》

区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数（件）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
利用件数	(76,000) —	(81,500)	(82,000)	(82,500)	(83,000)

事業実績（教育委員会事務局生涯学習課）

スポーツ施設の利用者数（万人）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
利用者数	(346.9) —	(349.1)	(351.3)	(353.4)	(355.6)

事業実績（教育委員会事務局生涯スポーツ課）

最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合（％）

	6年度 (目標) 実績	7年度 (目標)	8年度 (目標)	9年度 (目標)	10年度 (目標)
区民の割合	(28.5) —	(29.6)	(30.7)	(31.7)	(32.8)

政策・施策マーケティング調査

施 策	令和７年度取組予定
①学びを促進する 環境の整備	(ア) 図書館の会議室を中学生から18歳までを対象に学習室として開放するなど図書館の施設を有効活用し、利用者に学びの場を提供します。 (イ) 郷土と天文の博物館では、プラネタリウムや天文展示室等を活用し、区民や利用者が気軽に天文について学べる環境を整えます。また、特別企画展示室で、郷土葛飾を再発見する特別展「秀吉襲来（仮）」や企画展「かつしかの昭和時代（仮）」を開催します。さらに、郷土展示室では、博物館ボランティアと協働した展示解説や学びの場の提供など、より多くの方に来館してもらえるように取り組みます。 (ウ) かつしか区民大学やわがまち楽習会などで実施する区民や団

	体との協働事業を地域コミュニティ施設などの身近な公共施設で開催するよう働きかけます。また、学び交流館の利用団体が主体的に取り組む「学び交流まつり」「初心者体験講習会*（サークル活動体験会）」などを支援します。さらに、公共施設を利用する団体の活動が活性化するように、学習相談の充実を図ります。 (エ) 生涯学習ポータルサイト「生涯学習チャンネル」を通して、講座・イベント情報に限らず生涯学習に関する様々な情報を身近に分かりやすく提供し、学びの機会の充実を図ります。 (オ) かつしか区民大学の認知度を高めるため、区公式 SNS を活用して開催情報を発信します。さらに、「葛飾区生涯学習課公式 note」では、単なる講座開催案内だけでなく講師の人物紹介を行うなど、講座の参加意欲が高まるような情報を発信していきます。
②魅力あるスポーツ施設の整備	(ア) 奥戸総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場の照明設備の LED 化を行います。 (イ) 奥戸総合スポーツセンター陸上競技場について、既設の人工芝から天然芝への改修工事を行います。 (ウ) にいじゅくみらい公園運動場テニスコートについて、改修工事のための設計を行います。 (エ) 荒川河川敷グラウンドのトイレ改修工事を行います。荒川河川敷は下流側から 4 年間の計画的な改修を予定しています。 (オ) 荒川河川敷及び江戸川河川敷グラウンドのトイレ改修工事のための設計を行います。 (カ) 小菅西公園内にスケートボードができる施設を整備します。 (キ) 都立水元公園内にスケートボード場を整備するため、施設の整備方針や設計の与条件をまとめる基本計画を策定します。
③スポーツを「みせる」環境の整備	(ア) 東京 2025 デフリンピックでは、大会に出場する葛飾区トップアスリートを区民が応援できる環境を構築します。 (イ) SNS 等によりスポーツ教室やスポーツ大会に関する情報を発信することで、区民がスポーツを実践し、観戦する機会のきっかけを作り、区民のスポーツに関する関心を高めます。
④利便性の高い図書館の整備	(ア) 利用者のプライバシー確保や利便性向上のため、地域館に ICT を活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機などを導入し、職員を介さずに利用者自身で手続きができるシステムを整備します。7 年度は施設の改修等に併せて、水元図書館及び奥戸地区図書館に自動貸出機、簡易返却機及びセルフ予約棚を導入します。 (イ) 電子書籍のコンテンツ数を増やすことにより、非来館者向けサービスの拡大を図ります。7 年度からはオーディオブック*を

	導入します。【再掲】 (ウ) だれもが気軽に安心して快適に利用できる施設となるよう、老朽化したお花茶屋図書館の内装改修を実施します。 (エ) 中央図書館の照明設備のＬＥＤ化に併せて、分かりやすいサインの設置や親子が安心して過ごすことのできるような空間づくりを目指します。
--	--

参考資料 用語解説

行	用語	説明	頁
あ	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。	1
	安全教育プログラム	安全教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。安全教育に関わる実践例や参考資料等を掲載している。	24
	一般社団法人葛飾区スポーツ協会	本区のスポーツ及びレクリエーションを振興し、競技力の向上はもとより、区民の体力向上と心身の健全な発達、青少年の健全育成、生涯スポーツの普及、スポーツ精神の滋養に寄与することを目的とした団体で、区内 41 のスポーツ団体（令和 6（2024）年 4 月現在）が加盟している。	29
	イングリッシュキャンプ	英語力の向上をめざす生徒を対象に、英語だけで 2 泊 3 日の生活体験を行う。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。	6
	ウェルビーイング	一般に良好な状態を意味する言葉である。本計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態とする。	1
	A L T	Assistant Language Teacher（外国人英語指導補助員）の略。グローバル人材の育成の一環として、区立全学校に派遣し、小学校の英語に親しむ時間・外国語活動・外国語や、中学校英語の授業を補佐し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。	6
	O J T	On-the-Job Training の略。学校の教育力を向上させ、学校を取り巻く様々な問題に対応できるようにするために、校内で行う職務を通した育成を行うこと。	14
	オーディオブック	ナレーターや声優が朗読した本を聴くことができる電子書籍。視覚障害を持つ方をはじめ、高齢者サービスにも適しているコンテンツ。	30
か	科学教育センター（未来わくわく館）	子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に「葛飾区科学教育センター（未来わくわく館）」を開館している。	5
	学習センター（学校図書館）	区立学校において、学校図書館を「学習センター」と呼んでいる。学校図書館の「読書」機能、「学習」機能、「情報」機能の他に、「自学自習」機能を加えている。	4
	学力向上グランドデザイン	小・中学生を対象に実施している学力調査の結果を踏まえ、各校が課題と課題解決の方法を整理した上で、校長が学力向上に向けた取組をまとめたもの。	4
	課題解決型図書館	地域や区民が必要とする様々な資料や情報を提供し、課題解決を支援する体制を作っている図書館のこと。平成 18(2006)年、文部科学省による図書館のあり方検討者会議の報告「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点を目指して」の中で提言された。地域情報や行政の発信する情報のほか、ビジネス、法律、医療、教育、行政、子育て、就労などの情報や資料を、分かりやすく体系的に整理し提供する。また、ビジネス相談会の実施や医療情報コーナーの設置など、各地の図書館で、地域の実情を踏まえた、様々な試みがなされている。	26
	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	地域住民や学校へ通う児童生徒の保護者等が、学校運営の基本方針の承認や意見具申を行い、積極的に学校運営に関わる合議制の機関である。協議会の意見等を学校運営に反映して社会に開かれた教育課程を編成し、学習指導要領の具現化を目指していくことが期待されている。法に基づいて学校運営協議会を設置し、子どもを取巻く地域や学校の課題を協議する仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と呼称する。	23
	学校教育総合システム	区立学校の校務事務の効率化及び授業等学習における I C T の活用を目的として整備した校務支援システムや学習系サーバ等の機能を有するシステムの総称。	18

行	用語	説明	頁
か	学校司書	学校図書館法第6条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされている。	4
	学校地域応援団	学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。平成20（2008）年度にモデル校3校からスタートした。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上など多岐にわたっている。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、組織的なものにする事で、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図っていく。	23
	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。	13
	学校保健委員会	各学校に設置している学校保健委員会は、校長を中心に学校職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表などで構成され、学校保健計画の策定、学校保健の諸問題の改善、学校環境衛生の改善、児童・生徒の健康の保持増進に関することを所掌事項としている。	24
	かつしか家庭教育のすすめ	基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を4期（幼児後期、学童前期、学童後期、青年前期）に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。	21
	葛飾教育の日	区立小・中学校において、土曜日授業を実施する日を「葛飾教育の日」と定め、毎月1回第2土曜日を原則として平日2回を上限に、年間11回、保護者、地域住民を対象に学校を公開している。	13
	葛飾教師塾	本区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目指すとともに、研究成果報告を行い、区内各校における指導に生かすもの。	14
	かつしか教室	知的障害のある区民の生涯学習の機会として、昭和44年に開設し、以後継続的に実施している。毎月1回日曜日に、区内3か所の学び交流館で、スポーツ、音楽、工作、料理、宿泊教室、日帰り遠足等の活動を通して、仲間づくりと社会的自立を目指す。知的障害のある方が仲間とともに楽しく活動することで、日常の緊張から解放され、活力を得ている。	29
	葛飾教師の授業スタンダード	区立小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法のスタンダード。次の3項目を掲げており、教員が児童・生徒にとって分かりやすい授業を進めるために取り組む。 ①授業のはじめに、学習課題を示し、児童・生徒に「何を学ぶか」理解させ、「めあて・ねらい」を、板書等で明記する。 ②授業では、教師の発問をもとに児童・生徒がじっくりと考える時間を確保し、「どのように学ぶのか」を明確にした主体的・対話的な学習活動を取り入れる。 ③授業の終わりに、「何ができるようになったか」等、学んだことを振り返らせ、板書等により学習内容を整理し、学習状況を肯定的に認める。	6
	かつしか郷土かるた	「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成24（2012）年2月に誕生した。かるたに取り上げた44の題材は、小・中学生から寄せられた5,379句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。小学3年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。	33
	葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード	学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、学校が未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行する。	9

行	用語	説明	頁
か	葛飾区トップアスリート	オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会への出場が見込まれる葛飾区にゆかりのあるスポーツ選手を葛飾区トップアスリートとして認定している。区民がゆかりの選手の活躍を応援することにより、スポーツの素晴らしさを実感してスポーツ振興につなげている。	34
	葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード	不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行する。	12
	かつしか区民大学	「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として平成 22（2010）年 4 月に開学した。区民大学の講座には、区が実施する講座や大学等との教育機関連携講座、区民運営委員会が企画する講座、区民団体と連携・協働し開催する講座があり、年間 100 以上の講座を行っている。また、学習単位認定制度を設け、取得単位に応じた認定証を発行している。併せて区民大学の事業を展開するため、理事会、庁内連絡会、区民運営委員会を設けている。	28
	葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会	教員による研究団体であり、教員が専門性を生かし、各教科等についての指導方法等を研究し、その成果を区内の学校等に広める。	14
	葛飾区レジェンドアスリート	オリンピック・パラリンピック競技種目、デフリンピック競技種目又はスペシャルオリンピックス競技種目の世界大会に出場した選手又は元葛飾区トップアスリートを葛飾区レジェンドアスリートとして認定している。レジェンドアスリートはこれまで培った技術や経験を、区スポーツイベントや教室等で、区民との交流を通して伝えることにより、区民へのスポーツ活動の推進を図っている。	34
	葛飾柴又の文化的景観	文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」のうち「特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」と規定している。区では、平成 22（2010）年度の予備調査、平成 23（2011）年度から 26（2014）年度までの調査により明らかとなった葛飾柴又の文化的景観の魅力と価値をどのように保存・活用していくかについて、平成 27（2015）年度・28（2016）年度の 2 年間で検討を重ね、平成 29（2017）年 7 月に文部科学大臣に対して、葛飾柴又の文化的景観に係る重要文化的景観選定の申出を行った。そして、平成 30（2018）年 2 月 13 日、水の利用や流通往来に関する景観地として重要文化的景観に選定されたものである。	33
	かつしか少年キャンプ	葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学 4 年生から 6 年生までの子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。	23
	かつしか地域スポーツクラブ	これまで行政主体であったスポーツ事業を地域住民がそれぞれのライフステージに応じて、障害の有無、種目や世代、目的の違いにかかわらず地域住民が主体となって参画できるような新しい仕組みが、「かつしか地域スポーツクラブ」（総合型地域スポーツクラブ）である。 本区では平成 20（2008）年 9 月に「NPO 法人こやのエンジョイくらぶ」、平成 22（2010）年 3 月に「一般社団法人オール水元スポーツクラブ」が設立されて活動している。	31
	かつしかっ子体力アッププログラム	児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したもの。	5
	かつしかっ子就学前教育カリキュラム	幼児教育と小学校教育との円滑な接続を踏まえ、幼児期の子どもに生きる力の基礎を培うために、発達や学びの連続性を考慮しながら、0 歳児から 5 歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容と具体的な指導例を示したもの。	7

行	用語	説明	頁
か	かつしかっ子スタートカリキュラム	幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、小学校入学当初のカリキュラムを工夫しながら、子どもが主体的に自己を発揮できる場を意図的につくり、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続していくために示したものの。	7
	かつしかっ子ブック事業	成長の節目を迎える小学1年生及び中学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから、希望の本を選んでもらい、学校等を通して配付するもの。また、お薦めの図書リストを配付することで、1冊の本から他の本にも自然と興味が持てる仕組みになっている（小学1年生は平成27年度から実施、中学1年生は平成27年度から令和2年度まで実施）。令和3年度から中学1年生が、電子書籍により、いつでも、どこでも、 何冊でも 、本を読めるようにしており、令和7年度からは小学5、6年生にも対象を拡大する。	30
	かつしかデジタルライブラリー	区立図書館が所蔵する葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿をはじめ、行政資料、地域の歴史を知るための資料等のデジタル画像や情報をオンライン上で閲覧・検索できるシステムの名称。地域の貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うことができる。また、図書館システムと連携しており、本の検索と同時にデジタル画像も閲覧でき、資料の幅広い活用とともに、地域への関心と理解を高めていくことができる。	33
	葛飾図書館友の会	区立中央図書館のオープンに伴って、平成21（2009）年6月に発足した。区立図書館におけるボランティア活動、学習会、交流会などを通して、図書館がいつも区民のための場であるよう守り育て、また、会員が生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする会。	33
	かつしかふれあいRUNフェスタ	子どもから高齢者まで幅広い層の区民が、個人や家族、仲間同士でランナーやスタッフ、応援者など、様々な形でイベントに参加できる機会を確保し、スポーツ実施率の向上や健康増進をはじめ、多世代の交流や地域の交流などが促進されるランニングイベントとして実施するもの。	32
	葛飾みらい科学研究コンクール	子どもたちが自由研究を通じて、科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを知ってもらうため、実施するもの。	5
	家庭教育応援制度	乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。	21
	家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）	保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「ドキドキの一年生、家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。	21
	がん教育	国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、がんに関する知識の普及啓発を進める一環として学校で取り組むもの。国は平成26（2014）年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。	24
	基礎学力定着講座	区立中学校を開催場所とし、基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、つまづいた箇所や間違い方の傾向に則して、対象者のレベルに応じた少人数グループ形式により、きめ細かな指導を行う。また、生徒及び保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言をするとともに、受験や進学等について、相談に応じ情報提供及び助言を行う。	18
	喫煙防止教室	学校において、喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。	24

行	用語	説明	頁
か	キャプテン翼CUPかつしか	青少年の健全育成と地域活性化を目的にU-12 ジュニアサッカー大会「キャプテン翼CUPかつしか」を開催している。大会の開催を通じて“キャプテン翼ゆかりのまち葛飾”“サッカーのまち葛飾”をPRするとともに、キャプテン翼ゆかりの自治体と連携することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げている。	32
	キャリア教育	文部科学省によると、「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育であるとされている。	7
	キャリア・パスポート	文部科学省によると、キャリア・パスポートは、以下の目的で行うこととしている。 ①小学校から高等学校を通じて、児童・生徒にとって、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐもの。 ②教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童・生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。	25
	教育研究指定校・園制度	学校等が直面する課題について、解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を学校・園及び地域社会に還元するために教育委員会が設置する「教育研究指定校・園」等の教育研究に関する取組を支援するもの。	5
	教育DX	教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。	2
	郷土と天文の博物館	葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。歴史学、民俗学、考古学、埋蔵文化財、文化財、天文学の6部門を持つ。 開設年月日：平成3（1991）年7月20日	28
	区民健康スポーツ参加促進事業	一般社団法人葛飾区スポーツ協会と連携して、スポーツ協会に加盟する41の団体が、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施するもの。	33
	グローバル人材	グローバル化が進展する中、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けた人材のこと。	1
	子ども会育成会連合会	区内の子ども会育成会相互の連絡・協調・親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、併せて区内の子どもたちを健全に育成することを目的としている。区や教育委員会との協働事業として「子どもまつり」や「かつしか少年キャンプ」「ジュニア・リーダー講習会」などを実施している。	23
さ	自己肯定感	自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情。	1
	自閉症	文部科学省によると、「自閉症」とは、3歳くらいまでに現れ、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される、と定義されている。	10
	授業充実プラン	校長が策定する学力向上プランに基づき、教員一人一人がより良い授業となるよう作成するプラン。	4

行	用語	説明	頁
さ	主体的・対話的で深い学び	平成 29（2017）年に告示された学習指導要領において示された考え方で、 ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。 ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。 ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。 という 3 つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることとされている。	6
	ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業である。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学 1 年生から 3 年生で、初級・中級・上級の 3 つの級に分かれている。講習会は年 9 回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。	23
	少年の主張大会	児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和 60（1985）年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。	22
	初心者体験講習会	区民へのサークル活動の普及と、活動成果の還元、団体活動の活性化を目的に、各サークルの会員が講師となり、初心者向けに体験講習会を実施するもの。実施団体と教育委員会との共催事業。	36
	進学重点教室	区立中学 3 年生の希望者に対して、土曜日を利用し、発展的な内容の学習を行い、希望する高等学校への進学を支援する。都立葛飾野高等学校の教員による授業を通して、都立高等学校の入試問題が解ける実力を身に付けることを目的としている。	7
	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を設置している。東京都全体で 50 校、本区では 1 校が指定されている。	9
	人権教育プログラム（学校教育編）	人権教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。各学校において人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、人権課題等に関する実践・指導事例、人権課題等に関わる参考資料等を掲載している。	9
	スクールカウンセラー	児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、学校の相談体制の充実に向けて、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家である。本区では、全区立小・中学校及び保田しおさい学校に配置している。	12
	スクールソーシャルワーカー	学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関（子ども総合センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。	12
	スケアード・ストレイト	スタントマンが受講者である児童・生徒の前で交通事故を再現することにより、交通事故の怖さ等を実感させ、交通ルールの必要性について考える機会としている。	25

行	用語	説明	頁
さ	青少年委員	葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区選出 49 人、中学校の学区選出 24 人の計 73 人を教育委員会が委嘱し、任期は 2 年間となっている。昭和 28（1953）年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和 40（1965）年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会や P T A との意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。	22
	青少年育成地区委員会	地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、本区には 19 の地区委員会がある。それぞれの委員会は、青少年委員や子ども会育成会、P T A、スポーツ推進委員、保護司、民生・児童委員、学校、自治町会などの青少年育成関係者で構成されている。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動や教育・子育てなど青少年に関わるテーマの講演会等、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っている。	22
	セーフティ教室	東京都内の小・中学校、特別支援学校において、警察等の関係機関と連携し、子どもの非行防止や子どもを犯罪被害から守るための取組として実施しているもの。	24
	セカンドブック事業	ブックスタートをはじめとし、子どもに読書の習慣を身に付けさせることを目的として、子育て支援部及び健康部と連携し、「3 歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封している。その引換券を持参し、図書館に来館した方に、3 歳児向け絵本 1 冊と図書館が薦める絵本のリーフレットを手渡している。	30
	総合教育センター	本区の学校教育の充実及び振興を図るため設置する組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談・就学相談、適応指導、日本語指導、特別支援教育に係る支援、教職員の研修などを行っている。	12
た	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価である。	15
	地区ロードレース大会	地域住民相互の交流と親睦を促すほか、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と教育委員会及び自治町会連合会が主催し、青少年育成地区委員会の協働により 19 地区で開催するもの。	22
	中学生職場体験	中学生に、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成し、自立や社会参加を促すことを目的に、区立中学 2 年生を対象とし、連続した数日間、地域商店街、地元産業、民間企業、公的施設などの職場で、実際に仕事などを体験する取組。	25
	電子書籍	インターネット上にある電子化した書籍や雑誌を一定期間のみ閲覧ができるという形式で「貸出」する図書館サービスであり、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等での利用が可能である。	30
	道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会の施策として、平成 10（1998）年度から実施している。道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを目的としている。	8
	読書手帳	読んだ本の日付やタイトル、感想などを自分で記録することにより、これまで読んだ本の振り返りなどができる手帳。	30
	特別支援学級	特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8 人を上限）であり、区内には、知的障害及び自閉症・情緒障害の学級がある。	10
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	2

行	用語	説明	頁
た	特別支援教室	通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。本区では、平成 28（2016）年度から全区立小学校で、平成 30（2018）年度から全区立中学校で特別支援教室を実施している。	10
な	夏休み自由研究 おうえんたい	小学生を対象に、夏休みの自由研究で役に立つ本や調べ方の紹介、自由工作を行うイベント。	30
	にほんごステップアップ教室	来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う教室。平成 30（2018）年度に総合教育センター、令和 6（2024）年度に新小岩中学校内に開設し、2 か所で指導をしている。	11
は	早寝・早起き、 朝ごはん食べよう カレンダー	区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する 4・5 歳児の保護者に作成・配付している。掲載内容は、生活リズムを整えるための豆知識、朝食レシピなどである。親子で読んだり子ども自身が毎日朝食の摂取状況や就寝時刻をチェックしたりするなど、カレンダーを活用することで、朝食に対する意識付けや規則正しい生活を送るといった基本的な生活習慣を身に付けるための啓発につなげている。	20
	ブックスタート 事業	子育て支援部及び健康部と連携し、保健所・保健センター等での 3～4 か月健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付するとともに、ボランティアとの協働により会場にて読み聞かせを行い、乳幼児期から親子で読書に親しむ機会の拡大を図るもの。平成 17（2005）年度から実施している。	30
	プログラミング 教育	文部科学省によると、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するものとされている。	6
	文化財保護推進 委員	平成 3（1991）年度に設置された制度で、葛飾区文化財保護条例の主旨に基づき、区文化財行政の推進に資するため、区内各地区センター区域から 1 名を選出し、区内文化財の保存、活用、普及を目的としている。	33
ま	学び交流まつり	社会教育館を前身とする学び交流館各館の利用団体が、日頃の活動の成果の発表と、地域住民・利用団体相互の交流のために行う館まつり。まつりの実行委員会と教育委員会との共催事業。	29
や	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。	24
ら	理科支援員	児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、全小・中学校に配置している。	5
	レファレンス	情報を求めてくる利用者に、図書館の資料を利用して、情報の検索方法を教えたり、回答を提供する人的援助。	30
わ	わがまち楽習会	地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業。楽しく学び“まち”への愛着を深めるという意味を込めて名称を「わがまち楽習会（がくしゅうかい）」とした。地域で要望があるテーマや地域課題に着目したテーマについて学び、考え、交流し、仲間づくりも進め、地域力の向上を目指す。教育委員会では学習会の企画運営を支援し、講師謝礼等の経費を負担する。	28
	わくわくチャレンジ広場	本区では、平成 18（2006）年度から放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）を区内全ての小学校で実施している。小学校の施設を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう地域の方々が見守りを行っている。	22

参考資料 調査概要

評価指標として設定した調査の説明

○政策・施策マーケティング調査
葛飾区基本計画の施策の達成状況等を把握・分析するために、実施している調査。 年度当初に実施する調査で、前年度の実績を把握している。 （調査主体）葛飾区 （調査対象）区内に居住する満 15 歳以上の男女（無作為抽出 4,000 人） （実施時期）毎年 4 ～ 5 月頃
○葛飾区学習意識調査
学習に対する意識や家庭での生活習慣などを図るもの。調査結果の分析により、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うための資料として活用する。 （調査主体）葛飾区教育委員会 （調査対象）小学 4 ・ 5 ・ 6 年生、中学 1 ・ 2 ・ 3 年生 （実施時期）毎年 4 月
○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。 （調査主体）東京都教育委員会 （調査対象）全小・中学生 （実施時期）毎年 6 月
○全国学力・学習状況調査
義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。 （調査主体）文部科学省 （調査対象）小学 6 年生及び中学 3 年生 （実施時期）毎年 4 月中旬
○学校教育アンケート
日頃の教育活動の評価をより客観的なものとするために、実施しているアンケート調査。 （調査主体）葛飾区教育委員会 （調査対象）区立小・中学校及び特別支援学校の全校における保護者、地域の方 ※地域の方は、学校評議員をはじめとして、自治町会役員、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、主任児童委員、PTA 役員、保護司等、各学校で対象を設定。 （実施時期）毎年 10 月中旬から 12 月中旬
○葛飾区教育情報化に関するアンケート調査
「かつしか教育情報化推進プラン」で定めた目標や具体的施策の進捗状況等を把握・分析するために実施し、成果と課題を検証し、改善を図ることで教育の情報化を推進するもの （調査主体）葛飾区教育委員会 （調査対象）区立学校の全管理職及び全教員 （実施時期）毎年 7 月頃

令和7年度組織改正について

教育総務課

凡例

- は、新設又は再編後の組織を示す。
- は、廃止又は変更がある組織を示す。

現 行	改正後
教育委員会事務局 教 育 次 長 学 校 教 育 担 当 部 長◆ 教育総務課 学校施設担当課長 学校環境整備担当課長 学務課 ◆教育指導課 ◆学校教育推進担当課長 ◆総合教育センター 教育支援課 ◆総合教育センター 管理担当課長 ◆地域教育課 ◆放課後支援課 生涯学習課 生涯スポーツ課 中央図書館	教育委員会事務局 教 育 次 長 学 校 教 育 担 当 部 長◆ 教育総務課 学校施設課 学校施設整備担当課長 学務課 ◆教育指導課 ◆学校教育推進担当課長 ◆総合教育センター 教育支援課 ◆総合教育センター 管理担当課長 ◆地域教育課 ◆放課後支援課 生涯学習課 生涯スポーツ課 中央図書館

(改正理由)

- ・ 次期改築校の選定や学校施設の改修・改築をより一体的に進めるために、施設部から移管する学校施設計画担当課長と学校環境整備担当課長を学校施設整備担当課長に統合し、学校施設担当課長を学校施設課として組織化し、執行体制の強化を図る。

宝木塚小学校の改築スケジュールの変更について

学校施設担当課

1 経緯

宝木塚小学校の改築に当たっては、令和 9 年 9 月の新校舎での学校運営開始に向けて改築事業を進めてきたが、令和 6 年 12 月に宝木塚小学校建設工事契約の入札が不調となったため、改築スケジュールの見直しを行うもの

2 対応

令和 7 年第 2 回定例会において補正予算案を計上し、改めて入札を行う。また、令和 7 年度予算による工事請負契約となることから、週休 2 日制などを考慮して工期の見直しを行う。

3 改築スケジュール（予定）

	変更前	変更後
新校舎建設工事	令和 7 年 6 月から 令和 9 年 7 月まで	令和 7 年 11 月から 令和 10 年 10 月まで
仮設校舎・既存体育館解体工事	令和 9 年 9 月から 令和 10 年 7 月まで	令和 11 年 1 月から 令和 11 年 11 月まで
外構（グラウンド）整備工事	令和 10 年 8 月から 令和 11 年 7 月まで	令和 11 年 12 月から 令和 12 年 11 月まで

4 今後の予定

- 令和 7 年 3 月 学校・地域への説明
- 6 月 補正予算案計上
- 11 月 新校舎建設工事着手
- 令和 11 年 1 月 新校舎での学校運営開始

義務教育に係る費用の一部無償化の実施について

学 務 課

教育指導課

1 概要

現在、義務教育期間における公立学校での授業料や教科書代は無償であるが、その他の修学旅行費や移動教室等に係る費用や副教材等の費用は保護者が負担するものとされている。

このため、本区の区立学校においては、これらの費用の一部を無償化し、義務教育に係る保護者の経済的負担軽減を図るもの

2 対象

区立小・中学校に在籍する児童・生徒に係る修学旅行費、移動教室費等及び一部副教材費等の経費

3 補助対象経費

(1) 修学旅行費

集合場所を起点とする往復の交通費及び修学旅行中の活動に要する経費

ア 補助対象とする経費の例

交通費、宿泊費、食事代、施設入場料、旅行保険、集合写真、キャンセル料等

イ 補助対象としない経費の例

土産代、小遣い、カメラマンの随行費、病院への交通費、診察・治療費等

(2) 移動教室費等

集合場所を起点とする往復の交通費及び移動教室等中の活動に要する経費

ア 補助対象とする経費の例

食事代、施設入場料、旅行保険、レクリエーション費、集合写真、キャンセル料等

イ 補助対象としない経費の例

土産代、小遣い、カメラマンの随行費、病院への交通費、診察・治療費等

ウ 公費で負担する経費

交通費（バス借上）、臨海学校及び移動教室の宿泊費（食事含む）

(3) 一部副教材費等

各学校で共通して児童・生徒が使用しているテストやドリルなどの副教材等

ア 補助対象とする経費の例

図書教材（テスト、ドリル、プリント、季節教材、資料集、副読本、図書の代替となる電子版・アプリ教材も含む）、理科・生活・図工の実習実験教材

イ 補助対象としない経費の例

教師用・指導用教材、朗読・歌集等のCD、辞書・辞典、美術・技術・家庭の実習教材、文房具（ノート、筆記用具等）、消耗品、道具セット（裁縫、絵具、習字、工具等）、楽器等

4 事務の流れ

(1) 区内区立小・中学校

修学旅行費及び移動教室費等、一部副教材費等について、区が（補助上限額の範囲内において）全額補助することとし、事前に概算払にて補助金を交付する。経費の支払いが終了後、学校長からの実績報告に基づき精算を行い、残額が生じた場合は返金を受ける。

(2) 保田しおさい学校

東京都における就学奨励費が実績払いであり、認定区分により支給額が異なるため、定額による事前支給が困難であることから、保護者負担としている林間学校費及び一部副教材等の購入に係る経費の実費分について、保護者の申請に基づき交付する。

5 実施時期

令和7年4月

6 予算案計上額

(1) 総額 6億4,867万円

(内訳)

項目		対象学年	金額
修学旅行費		中学3年生	2億3,408万円
移動教室費等			1億250万円
(内訳)	臨海学校	小学5年生	2,917万円
	林間学校	小学6年生	3,264万円
	移動教室	中学2年生	4,069万円
一部副教材費等			3億1,209万円
(内訳)	小学校	全学年	2億2,244万円
	保田しおさい学校	小学3～6年生	15万円
	中学校	全学年	8,950万円

(2) 補助上限額

項目	補助上限額
修学旅行費	1人当たり8万円
移動教室費等 臨海学校	1人当たり3,600円
移動教室費等 林間学校	1人当たり9,300円
移動教室費等 移動教室	1人当たり10,800円
一部副教材費等 小学校	1校当たり10,900円×児童数
一部副教材費等 中学校	1校当たり10,300円×生徒数
一部副教材費等 保田しおさい学校	1人当たり11,600円

いじめによる重大事態の調査結果について（その1）

教育指導課

令和5年5月にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態の疑いがあるため、同項に基づき、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）に調査を要請した事案について、対策委員会が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象児童（重大事態の疑いが発生した時点）

第6学年 男子

2 いじめを行った児童（重大事態の疑いが発生した時点）

児童A 第6学年 男子

児童B 第6学年 男子

3 経過

令和5年3月28日 対象児童保護者の代理人弁護士から学校に対し、いじめ重大事態調査の要請

令和5年5月15日 教育委員会が対策委員会に調査を要請

令和5年6月12日 文教委員会に、対策委員会に調査を要請したことを報告

令和6年11月19日 対策委員会が教育委員会へ調査報告書を提出

令和6年12月11日 教育委員会事務局が、対象児童保護者に対し、調査結果を報告

令和7年1月15日 教育委員会事務局が、対象児童保護者から調査報告書に付する所見書を受領

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及び「いじめ」の該当性

対策委員会において、対象児童、対象児童保護者、児童A及び児童B、児童らのクラス担任教諭等関係者からの聞き取り調査及び小学校、教育委員会から収集した関係資料の分析により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。

※ 法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 令和3年7月14日いじめ認知の件

対象児童の言動に対し、児童A及び児童Bを含む児童らが怒って、対象児童に対して言い返したり、暴言を吐いたりした。

イ 令和4年5月31日いじめ認知の件

対象児童がクラス担任教諭に連絡帳を渡そうとして教室まで行ったが、教室に入ることができず廊下に連絡帳を置いたところ、児童Aが「うんちが落ちている。」と言った。

ウ 令和4年12月13日いじめ認知の件

他の児童らと一緒に図工室で作業をすることができなかった対象児童が、隣の図工準備室で作業を行っていたところ、児童A及び児童Bが対象児童が座っている場所の壁を廊下側からドンドンと叩く等し、「おえっ」と言った。

エ 学校外で嫌なことを言われた件

令和4年10月から12月までの間、対象児童が児童A及び児童Bから複数回にわたり自宅アパートの前で名前を呼ばれたり、教室来いよと言われたり、部屋番号を言われる等された。

オ 「放送室に入るな。」と言われた件

令和5年2月6日、放送室にいた対象児童が、児童Aから「放送室に入るな。」と言われた。

カ 学校内を追いかけられた件

児童A及び児童Bが、複数回にわたり、対象児童を探し出し、追いかける等の行為をした。

(2) 学校及び教育委員会の対応検証（本件の問題点）

ア いじめ認知、解消等が不十分であったこと

いじめは生じた出来事ごとに認知し、いじめ発生報告書を作成することが原則であるが、本件においては同一の児童からのいじめ行為が複数回行われていたにもかかわらず、まとめて1件と取り扱っていた。また、いじめの解消についても、学校いじめ対策委員会で確認、判断されるのが原則であるところ、記録が残されていなかった。

イ いじめの長期化、繰り返しを回避できなかったこと

いじめ行為は対象児童が小学5年生から6年生の時期にかけて行われており、なかなか解消に至らなかった。原因として、クラス担任教諭によるいじめを行った児童への注意指導の効果が十分に得られていなかったこと、児童らに対するいじめ防止教育が不十分であったこと、いじめを行った児童が対象児童の人目を気にする、集団が苦手等の特性を理解していなかったこと、慢性的な人手不足により、保健室での支援や対象児童に対する学習支援が十分に行われていなかったことが挙げられる。

ウ 学校いじめ対策委員会、関係教諭らの問題点等

学校いじめ対策委員会の定期的な開催がなされていなかったため、いじめ認知及びいじめ解消に関する検討・判断が不十分であった。また、議事録が作成されておらず、同委員会の実効性が確保できていなかった。

管理職については、いじめに関する知識不足やいじめ対応に関する理解不足が見られた。また、クラス担任教諭との間での情報共有ができておらず、対象児童の学習支援を含む対応についてクラス担任教諭に委ねており、組織的な対応を取らなかった。

クラス担任教諭については、対象児童及びその保護者に寄り添った対応をしていたが、これらの対応が過大な負担となっていた可能性もあり、積極的に管理職と情報共有を行い、学校としていじめ対策に取り組む必要があった。

特別支援教室との連携については、クラス担任教諭から対象児童が通っていた特別支援教室の担任教諭に対し、いじめを含む対象児童の状況について、情報共有が行われていなかった。

対象児童の状況についての見立て（アセスメント）が不十分であったため、管理職らは対象児童が教室に行けないのは学習面の問題が大きいと捉えており、教室に行けないのは専らいじめのためと捉える対象児童側の認識と大きく乖離した。その結果、対象児童保護者から学校への不信感につながった。また、スクールカウンセラーについても、対象児童の問題点は専ら学習面にあると考えており、対象児童保護者からの信頼を得ることができず、継続的な相談につながらなかった。

エ いじめアンケートの利用が不十分

対象児童が学校が実施したいじめアンケートにおいていじめを受けていることを回答していたが、学校が行ったその後の対応が不明であった。学校が対象児童の問題を学習面の課題によるものと認識していたことから、いじめアンケートを活用したいじめの事実の把握や指導が効果的に行われていたとは考え難い。

オ その他の問題点

対象児童保護者は、学校に対し、保護者会において対象児童が教室に入れないのはさぼっているからではなくいじめのためだという点を説明してもらえなかったとの強い不満を持っていた。学校側は対象児童側の意向を尊重し、保護者会において対象児童に寄り添った説明をすることが望ましかった。

(3) 再発防止に向けた対策委員会の提言

ア 学校いじめ対策委員会の実効性確保等

学校いじめ対策委員会は、いじめに関する早期の情報共有、早期の認知、解消の確認のため、定期開催をし、議事録等の記録を残すことで、実効性を確保すべきである。

イ 児童が教室に行けない理由の見極め、見立て（アセスメント）の重要性

対象児童の悩み、苦しみを軽減し、より教室に行きやすい環境を整備するため、なるべく早期に管理職や特別支援教室の担任教諭も関与した上で見立て

(アセスメント)を行う必要がある。

ウ 学校全体としての組織的対応の必要性

いじめの長期化を防ぐため、校長ら管理職の強力なリーダーシップのもと、学校いじめ対策委員会において解消に向けた方向性や方策を決定し、ときにはより早い段階から管理職が保護者対応を行って信頼関係を築く必要がある。

また、クラス担任教諭が一人で問題を抱え込まないように、管理職と早期に情報共有し、組織的な対応を行うべきであり、管理職は率先して人員の補充等を含めた対策を講じるべきである。

専門スタッフとの連携・協力（チームとしての学校）については、教員とスクールカウンセラーとの連携を密にし、対象児童の抱える問題について柔軟に検討することで、より効果的な対策を講じられると考えられるため、学校も教職員からの情報を集約し、スクールカウンセラー等の専門スタッフと必要な情報連携を図るべきである。

エ いじめ防止教育の重要性

児童のいじめに対する理解を向上させるため、児童が自分ごととして捉えられるような具体的な事例をもとにして、いじめに関して自ら考えるような場を設けることや、弁護士等の外部講師に授業を依頼して新たな視点からの学習機会を設ける等の工夫をするなど、より踏み込んだいじめ防止教育が必要である。

オ 特性等に対する理解を得ることの重要性

配慮を要する児童への無理解から生じるいじめ行為等を防止するため、児童のプライバシー等に留意しつつ、必要に応じて配慮を要する児童の特性及び必要な対応について児童ら及びその保護者に説明し、理解を得るようにすることが必要である。

カ インクルーシブ教育への理解、周知の重要性

特別支援を受けている児童に対する安易ないじめを防止するためにも、教員らがインクルーシブ教育の重要性について十分理解した上で、児童やその保護者らにもこの点について周知等を行い、児童ら全員が同じ教室で学ぶことの重要性への理解を深めることが必要である。

キ 特別支援教育に関する人的サポートの重要性及びその活用等

特別支援を必要とする児童らが教室以外の場所に安全に滞在し、学習支援を受けるためには、適正な人員の配置が必要である。

ク 実効性のある研修の実施等

児童、保護者に対し、特性への理解、インクルーシブ教育の周知のための説明も求められる中で、教員のいじめに関する知識不足が感じられたため、生徒指導提要や「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」などを活用し、実務に即し、かつ人権教育も重視した、より充実した教職員向けの研修を行うことが必要である。

ケ その他

(ア) 記録化の重要性

いじめを早期に発見し、その後の状況をモニタリングし、早期解決につなげるため、及びその点を後日検証するため、いじめ発生報告書の作成、学校いじめ対策委員会の議事録の作成など、記録化を行うことが極めて重要である。

(イ) いじめアンケートの結果の十分な利用

いじめアンケートは行うだけではなく、それを生かしてこそ意味があるため、今後はいじめアンケートの利用法等について再検討が必要である。

コ 区教育委員会への提言

(ア) 学習支援に関するサポート

現在、小学校の特別支援教室では、原則として学習支援は行わない制度となっているが、特別支援教室に通う児童であっても学習支援を要する者はいると思われ、逆に学習支援を充実させることにより、不登校や教室に入れない児童を減らせる可能性がある。教育委員会においては、学校現場における学習支援の必要性をもとに、都との協議を行う等して、厚く学習支援ができるような方策を講じることができないか、検討することが必要である。

(イ) スクールカウンセラー等専門職の充実

スクールカウンセラーは相談に応じてカウンセリングを行うというだけではなく、自ら校内を見回って問題を発見していくという積極的な対応や、いじめ事案に関する情報、指導がうまくいかない児童の情報をクラス担任教諭らと

共有し、心理の側面からともに対策について協議する等の実践的な取組も必要である。教育委員会においては、スクールカウンセラー等専門職の活動がより充実するよう必要なサポートを行うべきである。

(ウ) 管理職に対する研修、指導の更なる充実

管理職が法に規定されている学校の義務や責務に対する正しい理解に基づいた適切な学校マネジメントを行えるようにすることが必要であるため、教育委員会において管理職のいじめ予防等への理解が進むよう具体的な対策を講じるべきである。

(エ) ガイドラインの改訂への対応

教育委員会事務局職員が令和6年8月に改訂されたいじめ重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の内容を十分理解し、学校関係者、特に管理職等にもその内容が理解されるよう、周知を図る必要がある。また、学校においてガイドラインに応じた対応ができるよう、適切な支援を実施すべきである。

5 今後について

(1) 当該学校のいじめ防止対策の取組

当該学校では、重大事態発生以降、教員同士の連携を深め、学年主任を中心とした体制づくりを徹底している。学校いじめ対策委員会を定期的を開催するとともに、児童のアンケートや日頃の様子を注意深く見ることで、いじめの早期発見、早期対応に努めている。今後は、特別支援教育に関する理解を一層深め、児童の特性を踏まえた対応を行うとともに、必要に応じて専門スタッフと連携・協力を密にしながら、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を推進する。

(2) 教育委員会のいじめ防止対策の取組

ア 管理職への更なる研修の充実

管理職が法に基づく学校の義務や責務を正しく理解し、適切なマネジメントを行うことが必要となる。管理職が平時からリーダーシップを発揮し、組織的な対応を実践するために、具体的事例を用いて研修を行い、指導していく。

イ スクールカウンセラーの積極的な活用

スクールカウンセラーが、面談による相談対応だけではなく、校内をまわり、児童・生徒の様子を見るなど、いじめ問題に積極的に関わるよう、スクールカウンセラー連絡協議会の場において周知する。また、教員といじめで悩んでいる児童に関する情報を共有し、これまで以上に児童や保護者を心理的な側面からサポートする取組を推進する。

ウ ガイドラインの改訂への対応

学校担当指導主事が各学校を訪問し、ガイドラインチェックリストをもとに、平時からの備えについて指導・助言を行っている。引き続き、学校がガイドラインに応じた対応についての理解を深め、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応につき実効的、組織的な取組を行うことができるよう指導・助言を行っていく。

いじめによる重大事態の調査結果について（その2）

教育指導課

令和5年10月に区立小学校において発生したいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態について、学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象児童（重大事態発生時点）

第6学年 男子

2 いじめを行った児童（重大事態発生時点）

児童A 第6学年 男子

児童B 第6学年 男子

児童C 第6学年 男子

3 経過

令和5年10月31日 学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告

令和5年12月7日 教育委員会が当該校において調査を行うことを決定

令和6年1月25日 文教委員会に、重大事態が発生し、当該校において調査を行うことを報告

令和6年2月29日 対策委員会が調査を開始

令和6年11月15日 対策委員会における調査が終了

令和6年12月4日 対策委員会が、対象児童保護者に対し、調査結果を報告

令和7年1月14日 対策委員会が、対象児童保護者から調査報告書に付する
所見書を受領

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及び「いじめ」の該当性

対策委員会において、対象児童、対象児童保護者、いじめを行った児童、児童らの担任教諭等関係者からの聞き取り調査、6年生の全児童を対象とした聞き取りアンケート調査及び関係資料の分析により認定した次の事実関係について、法第2条第1項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。なお、本事案においては、対象児童及び対象児童保護者から訴えがあったものの、対策委員会が調査した結果、事実関係の認定ができなかった事件もあった。

※ 法第2条第1項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 令和5年の授業中の発言

令和5年のいずれかの授業中、対象児童が寝ている様子を見た児童Aが、対象児童に対して「寝ているなら帰れば。」と言った。

イ 令和5年2月の体育授業（マット運動）中の暴力、暴言

令和5年2月の体育科マット運動の授業で、対象児童と児童Aがペアになり、互いの技を見せ合い、直すべき点を助言し合う活動を行っていた際、互いの助言が喧嘩のようになって叩き合いになり、児童Aが対象児童を拳で殴った。

ウ 令和5年の「ジャイアントアンパンマン」との発言

令和5年に、児童Cが学校のお昼の放送の後、対象児童に対し「ジャイアントアンパンマン」と言った。また、令和5年に、児童Aが教室で休み時間に、対象児童に対し「ジャイアントアンパンマン」と言った。

エ 令和5年9月の体育館での発言

令和5年9月9日の葛飾教育の日に、体育館で第6学年親子活動（リズムダンス）が始まる前に並んでいた9時30分頃、児童Aが対象児童に対し、「楽しいときだけ来ていいよな。」と言った。

オ 暴力、暴言

(ア) 児童Aによる暴力

児童Aは、対象児童に対し、令和4年の2学期から、令和5年に対象児童が不登校に至るまでの間に、肩や頭を叩く、服を引っ張るなどの暴力行為を行った。

(イ) 児童Bによる暴言

児童Bは、対象児童に対し、暴言を言った。

(ウ) 児童Cによる暴言

児童Cは、対象児童に対し、叩くなどの暴力行為を行ったほか、暴言を言った。

(2) 本調査で明らかになった課題

ア いじめの組織的対応

対策委員会において、対象児童からの聞き取り内容の報告があった際、聞き取り内容の不足を十分に指摘できていなかった。また、対策委員会における報告が一部口頭であったため、対象児童と対象児童保護者との訴えの内容の相違についての確認や、対象児童側の訴えを確認するための児童らからの聞き取りが適切に行っていたかの協議・確認を、十分に行うことができていなかった。

イ いじめの事実確認

対象児童の登校が難しい状態が続いたことと、いじめを行った児童からの謝罪の場において対象児童がいじめを行った児童との一定時間の対面を受け入れられる状態ではなかったことにより、事実確認を双方一緒に行うことができなかったことが、認識のずれにつながった。

ウ 保護者への正確な連絡

対象児童保護者に対し、聞き取り内容等の調査結果を伝える際、伝える内容と用いる言葉についての事前確認が対策委員会において不足していたこと、報告の一部が電話連絡となったことにより、対象児童保護者に暴力行為の事実関係の有無についての調査結果が明確に伝わらず、認識のずれが生じた。

エ 対象児童保護者への支援

対象児童保護者が対象児童の不登校状態に悩んでいた時期に、学校としては対象児童支援のためのスクールカウンセラーだけでなく、対象児童保護者支援

のためにスクールソーシャルワーカーの紹介を積極的に行い、対象児童保護者が家庭での日常的な悩みも含めて安心して相談できる体制を構築する必要があった。

オ 対象児童の心情の丁寧な理解

対象児童の「自分の気持ちを表現するのが苦手」という特性を踏まえ、教職員が対象児童の気持ちを十分に聞くことが必要であった。対象児童が「もう大丈夫」と言っている、安心することなく常に伴走する気持ちで完全な解消まで見守る必要があった。

カ 学校内での情報の共有

対象児童保護者から9月11日、9月12日に送信された欠席連絡メールにいじめが疑われる記述があり、少なくとも教職員3名の目に触れていたが、情報共有がなかったため、学校対応に約1週間の遅れが生じ、事実確認が遅れたことから、対象児童保護者の学校に対する不信感につながった。

(3) 今後の対応方針

ア いじめ発生時の学校いじめ防止基本方針に沿った教職員対応の徹底

学校いじめ防止基本方針を教職員全員に周知し、いじめが発生した際は、迅速かつ確実に基本方針に沿った対応をとることができるよう徹底する。

対象児童及び対象児童保護者の訴えの初期段階から、不安解消のために学校として具体的な行動をとり、結果を保護者と共有できるよう、職員全体の意識を高めていく。

教職員の小さな気付きや違和感を複数の目で検討することや、いじめアンケートの結果等に注意を払うことでいじめの早期発見に努め、いじめ発生の疑いの段階から、報告が確実に校長に届くよう徹底する。

児童や保護者から訴えがあった際は、複数の教職員により丁寧に聞き取りを行い、聞き取り内容と学校の対応を確実に文書化し、訴えと対応を確実に照応できるようにすることを徹底する。

いじめの事実確認はいじめを受けた児童側といじめを行った児童側の双方が納得できるように行い、児童が学校生活を安心して送ることができるようにする。

イ 対象児童及び対象児童保護者への対応

学校は、児童の日頃の言動、保護者の声、アンケートの結果等、あらゆる機会を総合して包括的な児童の理解に努め、被害を受けた児童の心情に寄り添った対応をしていく。

また、保護者に対しては、学校で児童に起きた出来事や指導内容を正確に伝える配慮と努力をし、保護者の心情に寄り添った働きかけを行っていく。

さらに、不登校の児童については、不登校の要因や背景を的確に把握するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉専門職と連携し、不登校に悩む保護者支援を行う。

ウ いじめの再発防止と早期解決

いじめの再発を防止するため、児童一人一人に他人を思いやる心、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう道徳教育を中心として全教育活動を通じて指導していく。

また、教職員や保護者等が、小さな気付きを共有し、学校に関わる全ての大人が子どもを守るために力を合わせる雰囲気醸成と体制の構築を図ることで、学校全体でいじめの早期発見、早期対応、早期解決に取り組んでいく。

5 今後について

(1) 当該学校のいじめ防止対策の取組

4 (3) に記載のとおり取り組んでいく。

(2) 教育委員会のいじめ防止対策の取組

ア 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の徹底

各学校がスタンダードの内容を確実に取り組めるよう職層に応じた研修会を引き続き実施する。また、区内で発生したいじめによる重大事態を参考に、同様の事態の発生を防止し、いじめを重大事態化させないため、スタンダードを改訂し、各学校が平時から重大事態の発生を防ぐ取組を行えるよう周知徹底を図る。

イ 専門職の積極的な活用

いじめ問題を複雑化、重大事態化させないために、早期から対象児童の心のケアや必要な支援を行う専門職の積極的な活用を図る。子どもだけでなく、保護者

支援の必要性も考え、学校と情報を共有し、スクールカウンセラーの活用を促したり、スクールソーシャルワーカーを積極的に派遣したりしながら迅速かつより専門的な対応ができるようにする。

ウ 授業を通したいじめ防止の取組

年間3回実施することになっているいじめに関する授業を通して、全ての子どもに対して、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解させる。また、いじめ防止リーフレットを新たに作成し、各学校において子どもたち自ら、どのような行為がいじめに該当するのか考え、いじめ防止への意識を高められるような取組を行う。

いじめによる重大事態の調査結果について（その3）

教育指導課

令和5年11月に区立中学校において発生したいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態について、学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）が実施した調査結果の概要を報告するもの

1 対象生徒（重大事態発生時点）

第2学年 男子

2 いじめを行った生徒（重大事態発生時点）

生徒A 第2学年 男子

生徒B 第2学年 男子

生徒C 第2学年 男子

生徒D 第2学年 女子

生徒E 第2学年 男子

生徒F 第2学年 男子

生徒G 第2学年 男子

生徒H 第2学年 女子

3 経過

令和5年11月2日 学校から教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告

令和5年12月7日 教育委員会が当該校において調査を行うことを決定

令和6年1月25日 文教委員会に、重大事態が発生し、当該校において調査を行うことを報告

令和6年3月1日 対策委員会が調査を開始

令和6年11月13日 対策委員会における調査が終了

令和 6 年 12 月 3 日 対策委員会が、対象生徒保護者に対し、調査結果を報告

4 調査結果の概要

(1) 対策委員会が認定した「いじめ」に係る事実関係及び「いじめ」の該当性

対策委員会において、対象生徒、対象生徒保護者、いじめを行った生徒、生徒らの担任教諭等関係者からの聞き取り調査及び中学校、教育委員会から収集した関係資料の分析により認定した次の事実関係について、法第 2 条第 1 項に規定する「いじめ」(※)に該当するとした。

※ 法第 2 条第 1 項に規定する「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

ア 第 1 の行為

令和 5 年 5 月 22 日の昼休み、生徒 B 及び生徒 C は、教室内で、対象生徒の尻を交互に叩いた。また、生徒 A は、生徒 B と生徒 C が対象生徒の尻を叩き、逃げるという一連の行為と同じタイミングで、対象生徒のことを笑う（ズボンが尻に食い込んでいたこと）あるいは対象生徒が嫌がる何らかのことを言うなどして、対象生徒が「煽られた又はちょっかいを出された」と感じる行為を行った。

イ 第 2 の行為

令和 5 年 5 月 22 日の 5 時間目の英語の授業の前に生徒 A が何らかの形で対象生徒と接触した手を汗でべとべとしていると言い、生徒 A が英語の授業で触ったカードについて、生徒 A、生徒 C 及び生徒 D との間で「汗（菌）」が付いたとして扱い、カードを避けるようにして扱っていた。

ウ 第 3 の行為

令和 5 年 6 月 1 日の 4 時間目の体育の授業の後、下駄箱のところで、生徒 A と対象生徒との間で身体的（あるいは靴による）接触があり、その後、対象生徒と生徒 A との口論に発展し、その結果、生徒 A が怒って対象生徒の外履きを

床に叩きつけた。

エ 第4の行為

令和5年6月初旬から6月22日までの間、生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒E、生徒F、生徒G及び生徒Hが対象生徒を菌扱いして、その菌を付け回した。

(2) 本調査で明らかになった課題と再発防止策

ア いじめの認知の時期及び方法

(ア) 第1の行為及び第2の行為

令和5年5月22日に発生した第1の行為及び第2の行為についてのいじめの認知は、10月31日に開催された対策委員会で行われた。学校は7月11日までに行ったいじめを行った生徒らへのヒアリングにより当該行為があったことについて把握しており、対策委員会においていじめの認知をすることが可能であった。また、教育委員会事務局としても、7月18日に指導主事が対象生徒保護者から当該行為があったことを聞いていたことから、学校にいじめ認知の状況について確認し、直ちに対策委員会を開催していじめの認知を行い、対応方針を検討するよう指導・助言することが必要であった。

(イ) 第4の行為

令和5年6月初旬から6月22日までの間に行われた第4の行為についてのいじめの認知は、10月31日に開催された対策委員会において行われた。この間、対象生徒は菌扱いされていることを知らなかったが、うすうす自分が避けられているように感じており、6月23日に自分が菌として扱われていたことを知って苦痛を感じていた。また、7月5日にはいじめを行った生徒全員が菌の付け回しに関与していたことを認めており、付け回しの詳細が不明だったとしても、対策委員会を開催していじめの認知を行うことは可能であった。

イ いじめ重大事態の認定及び発生報告

対象生徒保護者は、8月7日に、学校に対して本事案を重大事態として扱ってほしいと要望した。また8月23日に、教育委員会事務局に対して本事案を重大事態として調査をしてほしい、調査報告書がほしいと要望した。これを受け

て教育委員会事務局は、8月24日に今後の対応方針として、いじめ重大事態発生
の疑いとして調査を進めることとした。さらに対象生徒保護者は、8月29日
に学校に対し、再度いじめを行った生徒らからの聞き取りを正確にしてほしい、
その結果を書面で交付してほしいと要望した。これらの経緯から、学校は8月
30日に対策委員会を開催したが、引き続き事実関係の調査を行っていくことを
決定するにとどまっており、重大事態とする旨の決定を行わなかった。教育委
員会事務局においては、8月24日の段階で重大事態発生
の疑いという形で調査を進めると方針決定がなされているのであるから、この方針を直ちに学校に共有し、その直後に開かれた8月30日の対策委員会において、同方針を正式に決定することも検討すべきであった。

ウ 教育委員会事務局による学校に対する調査のサポート

本事案は学校主体調査であったが、学校は重大事態発生
の報告の前に事実関係について詳細な調査を行っていたことから、再度重大事態調査を行うことは、学校における教育活動に支障が生じるおそれがあった。また、対象生徒側とい
じめを行った生徒側との間に事実認識の違いがあったため学校による聞き取り調査が度重なったことなどにより、学校と対象生徒保護者のみならずいじめ
を行った生徒保護者との信頼関係も損なわれていた。このことから、早期に教育委員会事務局が介入し、教育委員会主体の調査を検討することも検討すべきであった。

エ スクールロイヤーへの相談が十分機能していなかったこと

第4の行為について、7月13日に行われたスクールロイヤー相談においては、対象生徒が6月22日以前に菌の付け回しを認識しておらず、その時点で法律上の「いじめ」に該当するためには対象生徒が「心身の苦痛」を感じていたことが要件であることから、いじめ認知という判断に至らなかった。しかし、いじめの早期発見・早期対応という法の趣旨から考えれば、当該行為を「いじめ」と認識・認定して、対応を進めることが妥当であった。

(3) 今後の対応方針

ア 法律やガイドラインの正確な理解に基づく組織的対応等の推進

学校の教職員は「学校いじめ防止基本方針」に沿ったいじめ対応の流れを再

確認し、いじめを発見したときは対策委員会が中心となって事実確認を行い、情報共有を図ること、その際、対策委員会内の役割分担を明確にして、あらゆる聞き取り記録や会議記録をすべて作成保管すること、その他、法、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）への理解を深め、組織的対応を徹底していくことを推進する。

教育委員会事務局においても、学校に指導・助言する立場として、法及びガイドラインに対する十分な理解が必要であり、学校と情報共有・連携を図ったうえで適切に支援を行うことが要求される。

イ いじめ防止の指導徹底と相談体制の充実

生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解させ、いじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動しようとする意識を醸成するため「特別の教科 道徳」をはじめ全教育活動を通じて指導の徹底を図っていく。

また、生徒がいじめを受けた場合にすぐ相談できるよう、生活ノートを活用、身近な相談先としてスクールカウンセラーの活用、学期ごとの生活アンケートの実施、区や都の関係機関の相談窓口の紹介等を行っていく。

ウ いじめに関する保護者の認識、普及啓発

いじめ問題について、学校と家庭が組織的に連携・協働できるよう、道徳授業地区公開講座を活用するなどして、いじめに関する基本的な知識の普及啓発を図る。

5 今後について

(1) 当該学校のいじめ防止対策の取組

4 (3) に記載のとおり取り組んでいく。

(2) 教育委員会のいじめ防止対策の取組

ア いじめの早期対応

学校に指導助言する立場として、法やガイドライン等への理解を深め、学校にのみいじめの対応を任せるのではなく、学校との十分な情報共有や連携を図り、学校に対し、早期に適切な支援をする。

イ 関係機関との連携

学校や当該生徒・保護者から、いじめにあたる疑いのある出来事についての情報提供があった場合、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の関係機関と早期に連携し、学校のいじめ対応の支援に当たる。

ウ いじめ重大事態調査の早期開始

いじめ重大事態発生疑いの時点で、早期に方針決定を行い、学校と共有しながら調査を進めていく。また、必要に応じて学校主体の調査を支援する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の
改正について

教育指導課

1 概要

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 子の看護休暇の取得事由の拡充に伴う子の看護等休暇への名称変更

子の看護休暇のこれまでの取得要件は、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な子の世話を行うこと）のために取得できるものであった。今後は、学級閉鎖、出席停止等がなされたことに伴う世話を行うため及び入園、卒園、入学、卒業の式典その他これに準ずる式典に参加するためにも取得することができるよう取得要件が拡充された。

このこと伴い、名称を子の看護等休暇に改めるもの。

(2) 超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲の拡大

現行の条例においては、超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲は「3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員」と定められているが、「小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員」へとその範囲が拡大された。

(3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置について

介護離職防止のため、介護両立支援制度等の周知及び当該制度等の請求等の意向確認のための面談その他の措置の実施義務並びに介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備その他勤務環境の整備に関する措置について定めるもの。

3 改正条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

4 施行予定日

令和7年4月1日

葛飾区学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について

地域教育課

1 概要

学校運営協議会制度は、保護者や地域住民が学校運営に参画することで生まれる地域の力を学校運営に生かして「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校が抱える課題や子どもの未来について、地域も当事者意識を持って支え解決する仕組みである。

平成 16 年 6 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（法第四十七条の五）の改正により創設され、学校運営協議会を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれるとともに、平成 29 年の法改正で設置が努力義務化された。

そのことから本区においても、区立学校への学校運営協議会の設置を進めていくもの

2 制度内容

別紙 1 から 3 のとおり

文部科学省発行「これからの学校と地域」及び「「学校運営協議会」設置の手引き」抜粋

3 令和 7 年度の取組

(1) 設置校

以下の学校において、学校運営協議会の設置に向けた支援を行う。

松上小学校（西新小岩 2－1－1）

新小岩中学校（西新小岩 2－1－2）

(2) 選定理由

①校舎が隣接し、教職員室を共有する両校では連携教育を行っており、地域との連携によりさらなる充実が期待できる。

②コミュニティ・スクールの構築を図るためには、参画する地域の力が大切である。両校は自治町会や P T A との連携関係が強く、新小岩にある地域のまちづくり協議会との協働活動も期待できる。さらに、区が推進している学校地域応援団とわくわくチャレンジ広場が地域学校協働活動の基盤を作っている。

(3) 設置に向けた準備

- ①両校の教職員、学校評議員、PTA等関係者への制度説明（東京都CSアドバイザー派遣制度（以下「CSアドバイザー」という。）（※）を活用）
- ②両校の学校評議員と学校との情報共有及び意見交換
- ③両校の学校評議員の委員等への制度導入に向けた説明（CSアドバイザーを活用）
- ④現行の学校運営方針を基に、両校の学校評議員の委員等と学校や地域の課題の共有（CSアドバイザーを活用）
- ⑤「葛飾区学校運営協議会規則」及び「葛飾区学校運営協議会の運営に関する要綱」の制定

4 令和8年度以降の取組

- (1) 令和8年4月、学校運営協議会を設置し、公表
- (2) 学校や地域の実情を踏まえた上で、学校及び関係団体等と協議をしながら、順次、区内公立学校へ学校運営協議会の設置を進める。

(※) コミュニティ・スクールの導入及び取組の推進に当たり、東京都が教育委員会の依頼に基づき派遣するアドバイザー

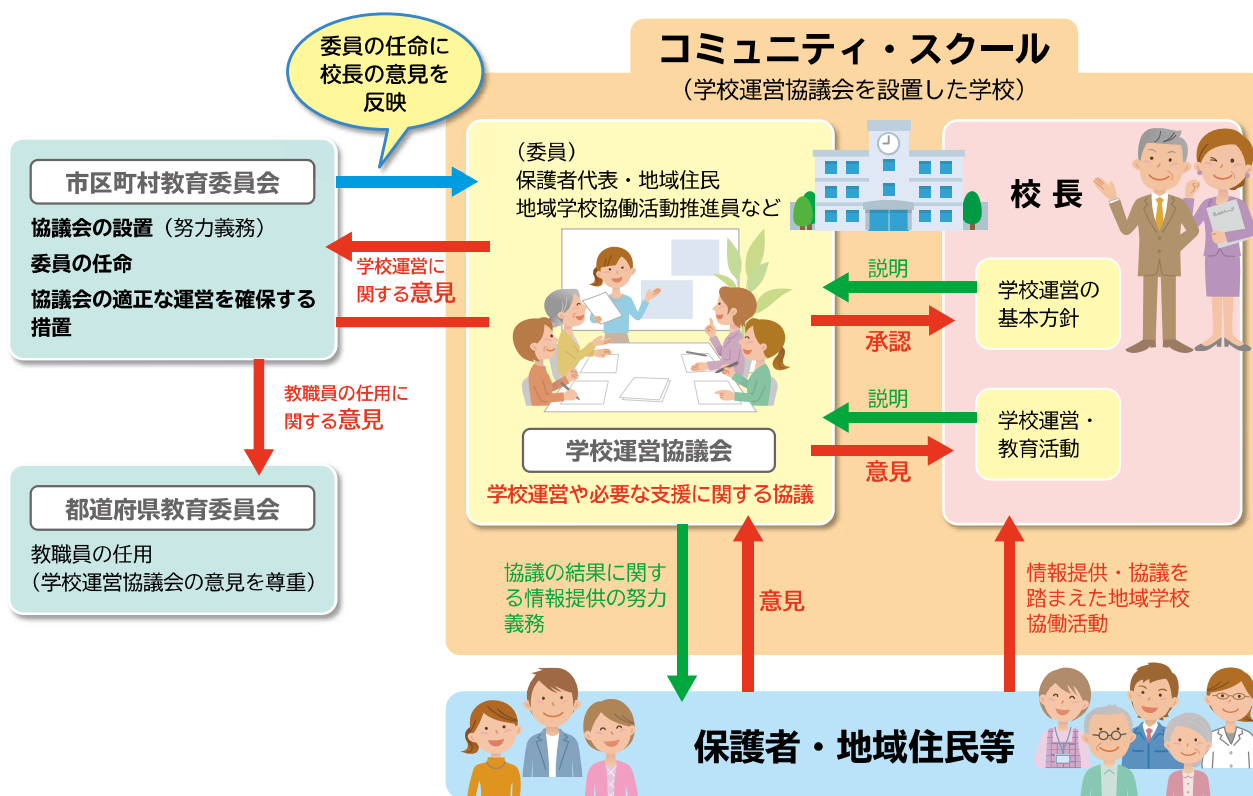
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と
そのために必要な支援について協議する合議制の機関の事です。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。



◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていきます。

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



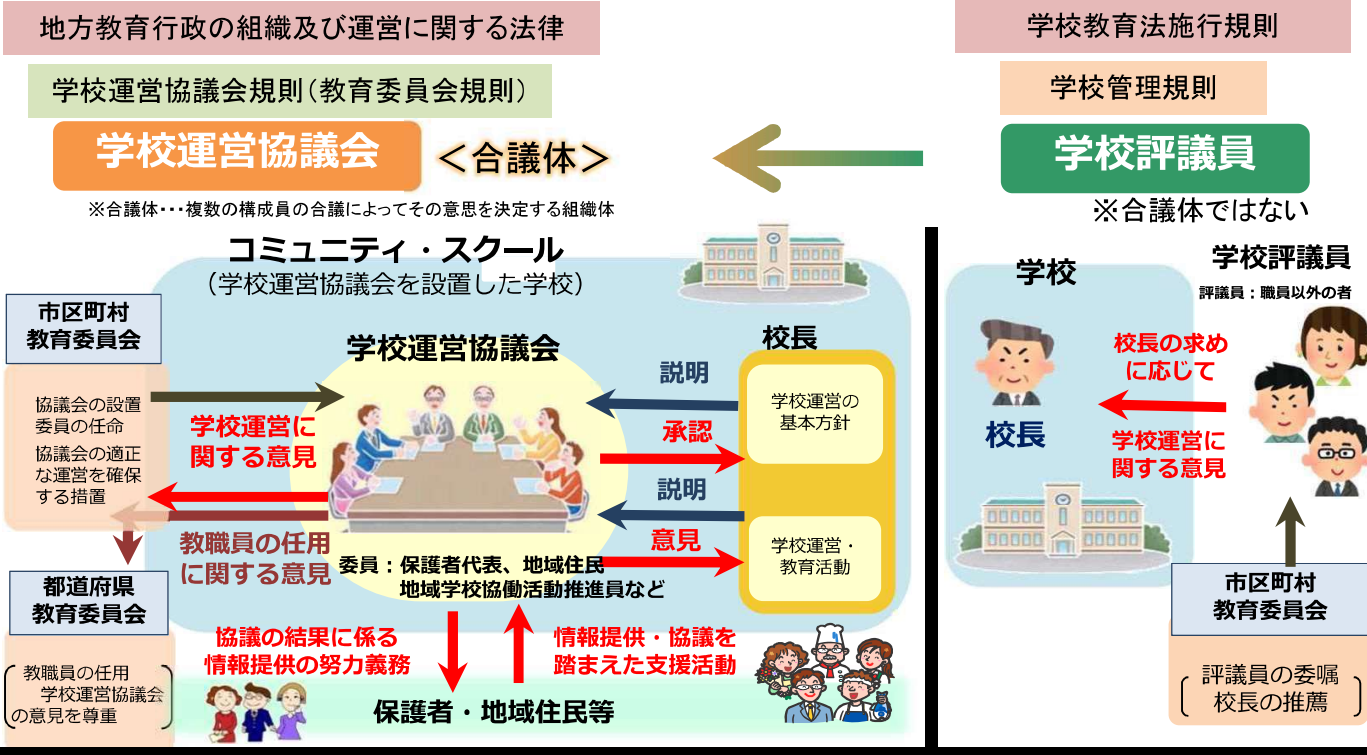
地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置（校長の運用によらない）	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割（権限）が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- 法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「対等な立場」で学校運営の当事者として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- 学校・家庭・地域において、共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となります。
- コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなります。

第14期葛飾区社会教育委員の会議の提言について

生涯学習課

1 趣 旨

葛飾区社会教育委員の会議では、2年毎にテーマを決めて協議し、提言にまとめ、教育委員会に提出してきた。第14期の会議においては、令和5年6月13日から、協議テーマについて16回にわたり議論を重ね提言としてまとめた。

この提言が、社会教育法第17条第1項の規定に基づき提出されたため、報告するもの

2 協議テーマ

「区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくりー“学びによる循環型社会”の構築ー」

3 提言

別添のとおり

4 提言の取扱い

提言の趣旨をくみ取り、今後の本区の教育行政に生かしていく。

5 周 知

提言の提出を受けたことを広報かつしかで公表し、区ホームページで全文を公開する。

区民の誰もが生涯にわたって
学び続けるしくみづくり
—“学びによる循環型社会”の構築—
(提言)

令和7(2025)年2月

第14期 葛飾区社会教育委員の会議

区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくり
— “学びによる循環型社会” の構築 —

(提 言)

本会議において、標記のテーマについて協議を重ねてきましたが、
このたびこれを取りまとめましたので提言いたします。

令和7（2025）年2月4日

葛飾区教育委員会 様

第14期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長	高井 正	副議長	萩原 建次郎
委 員	緒方 美穂子	委 員	齋藤 桂三
委 員	佐藤 菊宏	委 員	澤村 英仁
委 員	伊藤 香織	委 員	山村 智治

目 次

はじめに	1
第1章 私たちが考える“学びによる循環型社会”とは	2
1 葛飾区の生涯学習をとりまく社会状況	
2 学びによる循環型社会	
第2章 荒川区／杉並区の実践から学んだこと	5
1 基本的な理念と位置づけの明確化	
2 拠点となる施設の存在	
3 循環を実現する学習プログラムの特徴	
4 終了後の自主的活動	
5 コミカレ、大人塾から学ぶこと	
第3章 葛飾区の学びの現状と課題	
－かつしか区民大学を中心に－	9
1 かつしか区民大学の特色と現状	
2 かつしか区民大学の課題	
3 特に運営委員会の意義と直面する課題	
第4章 「循環」を実現していくための提言	
－かつしか区民大学を中心に－	13
1 主に区民大学のあり様に関わって	
2 主に運営委員会／運営委員に関わって	
3 葛飾区の生涯学習の充実・発展に向けての提言	
おわりに	22
〈資料〉	
・ 第14期葛飾区社会教育委員名簿	
・ 第14期葛飾区社会教育委員の会議 協議テーマ	
・ 協議の経過	

区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくり － “学びによる循環型社会” の構築 －

はじめに

今期の社会教育委員の会議（以下、本会議と表記）では、“学びによる循環型社会”に向けた「区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくり」を協議テーマとし、2年にわたる議論と調査、事例研究を行ってきた。

この協議テーマの背景には大きく2つの課題意識がある。1点目は、様々な社会教育・生涯学習事業や施策が中長期的に取り組まれてきた中で、それらが目に見えて「学びによる循環型社会」を実現させてきただろうか、という点。2点目として、全庁的な生涯学習事業である「かつしか区民大学」が事業規模も大きく、所管の生涯学習課だけで完結するものではないため、どのような仕組みがあれば「学びの循環型社会」を実現させることができるのだろうか、という点である。

上記の課題意識には、そもそも「学びによる循環」や「学びによる循環型社会」をどのような内実を持った言葉や仕組みとして捉えればよいか、「区民の誰もが」といったときに、具体的にどのような人々が想定しうるのか、それらも含めて多角的に検討をした。

そのため、協議テーマをめぐって委員全員による自由な意見出し、KJ法を用いての論点整理をすることから始めた。そのうえで、他自治体での事例を現地に赴いて調査したり、他自治体の担当者や事業参加者をゲストとしてお招きし、実際に即したお話を伺うなどした。主には荒川区の「荒川コミュニティカレッジ」と杉並区の「すぎなみ大人塾」を事例とし、「かつしか区民大学」との詳細な比較検討を行った。

これらの過程で各委員からは、区の社会教育・生涯学習事業に参加してどのような課題を感じていたのか、自身の学びがその後どのように展開し、変化していったのかなど、より具体的な経験の振り返りと発言が積み重ねられ、徐々に提言すべきポイントと内実が明確になっていった。このようにして出来上がったのが本報告書になる。

それゆえ提言内容は単なる一般論ではなく、区の実情や施策・事業の特性に即し、既存の仕組みを活かしながら、実効性のある内容になったのではないと思う。なかでも全庁的な事業である「かつしか区民大学」の仕組みの工夫と改善は、今後の区民一人ひとりの学びと地域コミュニティの豊かさや持続可能性を育むうえでの要となる。その意味でも、本報告書の提言が全ての関係部局で共有され、具現化されていくことを切に願いたい。

副議長 萩原 建次郎

第1章 私たちが考える“学びによる循環型社会”とは

1 葛飾区の生涯学習をとりまく社会状況

葛飾区の良さは、下町の地縁ネットワークに支えられた子ども会活動、ジュニア・リーダー活動、青少年育成地区委員会活動、PTA活動など、地域青少年育成活動や町会・自治会活動が大切にされてきた点である。このような地域性をベースとしながらも、この20年間の変化として、一部区域において高層マンションなどの再開発や計画が進み、新たな住民層の増加に加えて外国をルーツとする世帯の増加が特徴的であるⁱ。

新しい住民層にしても、区外からの転入増加分を支えている外国人世帯にしても、地縁に寄らない住民の増加は、地域組織（町会・自治会、子ども会、PTAなど）の加入率の低下としてあらわれている。

また、外国をルーツとする子ども、保護者の多様化と多文化化、ライフスタイルの多様化と地域青少年育成者の高齢化といった形で、子どもの成育環境も新たな局面を迎えている。とりわけコロナ禍を経て、地域活動は縮小化し、地域の多様な文化活動団体、スポーツサークルが縮小している。

このような地域環境・地域社会の状況からは、全ての世代の直接的なふれあいと交流機会の創出や、直接的な助け合いの関係づくりといった課題が浮かび上がる。このような課題を社会教育・生涯学習で見ると、これからは地縁だけに寄らない、若者も含めた多世代が共に学び育つ地域コミュニティづくりⁱⁱと学びによる多様な住民同士の横のつながりの創出という方向性が見えてくる。

2 学びによる循環型社会

本報告書では上記のような問題意識を根底にもちながら、社会教育・生涯学習を通じて世代間のつながりと継承が生まれる＜学びによる縦の循環＞と、多様な住民同士が横につながり広がる＜学びによる横の循環＞についての検討を行ってきた。

この縦と横の学びの循環によって生み出される社会を＜学びによる循環型社会＞と名付けて、既に実施されている生涯学習事業を活かす形で、その仕組みや仕掛けについて提言する。

そこでまずは、＜学びによる縦の循環＞と＜学びによる横の循環＞をめぐって、もう少し具体的なイメージとその意義について触れておきたい。

（1）学びによる縦の循環—多世代が共に学び育つ地域コミュニティづくり

＜学びによる縦の循環＞には、①個人内での学びの深まりと継続の循環、②多世代が共に学び育ち、世代継承と持続可能な地域コミュニティづくりへ連なる循環の二つの側面が含まれる。

学習者の「個人内での学びの深まりと継続の循環」では、例えば葛飾区の地域文化を学ぶ講座に参加し、地域の伝統文化を知る。そこから葛飾区の地域史への興味が生まれ、自

ら図書館に行き、さらに深く学んでいったりする。そして次の講座に参加し、さらに新しい地域文化を知ったり活動サークルに出会ったりすることで、一層興味と関心が深まり、新たな経験へと誘われ学びが継続していく。さらに生きた地域の伝統文化を次世代の子どもたちにも伝えたり、教えたりするといった活動に結びつくこともある。例えば、放課後子ども教室のボランティアを通じて、小学生たちに伝統文化を教えたり、一緒に体験を試みたりといった具合にである。そうした学びの循環には、もうひとつの＜縦の循環＞の側面を併せ持つ。

＜縦の循環＞の別側面として「多世代が共に学び育ち、世代継承と地域コミュニティづくりへ連なる循環」がある。例えば、葛飾区では伝統的に子ども会活動を通して、地域の子どもの育成を地域の大人が担ったり、子ども会育ちの中高校生が、ジュニア・リーダーとして地域の大人からレクリエーションやキャンプのスキルを学び、年下の子どもたちの面倒を見たりするといった形で、多世代間のつながりと生きる知恵の継承などがなされてきた。また近年では、青少年育成地区委員会による「かつしか郷土かるた」が区内全域で展開しており、そこに中学校のアナウンス部生徒が札の読み上げ役として参加するといった形で、多世代間の交流が生まれている。

このような地域青少年育成活動は、親や学校の先生だけではない、身近な地域の多様な大人と関わることの楽しさ、大人になることの憧れなどを生み出す貴重な活動にもなっている。また、少子化で兄弟姉妹が少ない状況にあって、ジュニア・リーダーや中高校生の社会的兄姉の存在は、子どもたちの近未来の生き方モデルとなったりもする。地域の大人の側から見ても、身近なところに自分を知っている子どもたちが増えることは、彼・彼女らから元気をもらったり、生きがいを得たりする機会にもなる。

社会教育のひとつである、このような地域青少年育成活動は、子ども・若者の地域への愛着や世代間の共生関係を育む大切な意味を含んでいる。そうした取組の積み重ねがあってこそ、子どもや若者が大人になったときに、今度は地域の次世代育成者として、その経験や思いを継承していく「循環」が生み出されていく。

＜学びによる縦の循環＞は以上のような意味と意義を含み、学習者個人の中での「循環」と併せて、多世代が共に学び育つ地域コミュニティづくりには欠かせない側面を含む。だからこそ、ジュニア・リーダー活動と子ども会活動の有機的なつながりの再構築や、かつしか区民大学の企画などにも、子ども・若者世代が地域の大人とも出会い、つながり、交流する機会づくりの視点などが求められる。

（２）学びによる横の循環—学びによる多様な住民同士の横のつながり

次に＜学びによる横の循環＞について触れておきたい。この「循環」には、①学びを基盤とした活動同士がつながり、学びと活動の輪が広がる循環、②学習機会への参加から学習をつくる参画への循環の２つの側面を含んでいる。

例えば区民大学で地域福祉を学び、実際にフィールド学習で地域の課題を発見し、それから学んだ成果を発表する。その成果に共感してくれる仲間ができ、手ごたえを感じて、もっと専門的に学んだり自主サークルを立ち上げたりする。地域福祉を学ぶにつれ、さらに深く地域の実情を知り、その過程で他の地域活動に出会い、さらなる学びの深まりと併せて活動同士の輪が広がっていく。今度は自分が地域住民の前で講師となったり、地域福

祉を学ぶ講座の企画をしたり、学習支援者の立場に関わったりする。

このように、学習者自身の学びの深まりと活動への「循環」や、学びを基盤とした活動同士のつながりと広がり「循環」が生まれたりする。また、学習機会への参加から、学習機会を生み出す主体として、新たな学習機会と参加者の学びを創出していく「循環」が生まれる。これらの過程を＜学びによる横の循環＞と呼んでおく。

このような「循環」は、個人においては生きがいややりがいの発見や、持続的な楽しさや幸福感の獲得といったウェルビーイングを生み出し、社会においては多様な活動と住民同士のつながりの中で地域課題の解決や住民の社会的孤立の防止に結びつく。そうした効果も期待される。区では既に、「かつしか区民大学」や「わがまち楽習会」といった事業が展開されており、本報告書ではこれらの事業の内容方法を上記の視点から改めて検討していくこととする。

ⁱ 葛飾区ホームページ内に記載の転出入の割合推移を見ると、日本人転入者数は大幅減少、外国人人口は大幅増加し総人口増加分と連動している。外国人住民の割合推移では令和2（2020）年までの20年間で1.7%から4%増となっており、令和6（2024）年の総人口47万人中2.9万人を占めている。また、外国ルーツの子ども・保護者をみると、平成26（2014）年から令和6（2024）年の10年間で学齢期人口（0～14歳）では日本人は減少傾向、外国人乳幼児・児童生徒は増加傾向で、全体として緩やかな減少傾向にある。

ⁱⁱ 葛飾区の人口構成データによれば、この10年間で若者（20～29歳）人口は増加している。日本国籍・外国籍ともに増加傾向で区の総人口増加を下支えしている。若者世代が近い将来の子育て世代、定住的な住民となりうる層であることを踏まえると、学びによる循環には、明確に若者世代も視野に入れる必要がある。

第2章 荒川区／杉並区の実践から学んだこと

本会議が取り組む課題である“学びによる循環型社会”の構築を目指すにあたり、「循環」の視点から先進的な取組を展開している荒川区と杉並区の実践を参考にしていくこととなった。

荒川区については「荒川コミュニティカレッジ」（以下、コミカレと表記）の、杉並区については「すぎなみ大人塾」（以下、大人塾と表記）の取組を学ぶこととし、それぞれ担当者と事業に参加しその後も活動している区民をお招きし、報告を受けた。なお、荒川区については、コミカレ修了生も参加する「生涯学習フェスティバル」も見学した。

以下、両区の実践から学んだこと、とくに共通して見ることができるポイントを確認していきたい。

1 基本的な理念と位置づけの明確化

行政の行為は、よって立つ法律や条例に基づき、さらには自治体の方向性を明示した基本構想の実現を目指す総合計画に基づき展開されるものであり、生涯学習事業も同様である。様々な個別事業においても、区政全体における位置づけを明確にすることは不可欠であり、また、位置づけの明確化は区民への説明責任の視点からも欠かせないものである。

（1）荒川区の場合

荒川区では、将来像を「幸福実感都市あらかわ」と定めた基本構想に基づき、その実現を目指し区政が展開されている。平成30（2018）年策定の「荒川区生涯学習推進計画（第三次）」においては、基本理念を「学びによる生涯活躍のまちあらかわの実現」とし、その実現に向けて、「学ぶ・つなぐ・活かす・ひろげる」の4つの視点を挙げ、「施策の柱3 地域で学び活躍する人材を支援する」の主な取組に、コミカレを位置づけている。

（2）杉並区の場合

杉並区では、10年ビジョンとして「基本構想」を策定している。現行の令和4（2022）年策定の「基本構想」は、区政が目指す街の姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」としている。また、令和3（2021）年に策定された「杉並区教育ビジョン 2022」は、私たちが大切にしたい教育として「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げ、大人塾もこれらのビジョンに基づき、区民の自治意識の向上を図るために、自由で新しい発想を育む学習の場として位置づけられている。

2 拠点となる施設の実在

社会教育施設は、人々が出会い、交流し、学び合うことができ、健康づくりやスポーツ、文化・芸術など、様々な活動を行うことができる場であり、さらに学習相談や情報収集・発信などの幅広い役割を担っている。単なる場所を貸し出す施設とは異なり、社会教育に関わる専門性を持つ職員が存在することで、学び合いの可能性を広げていくことができる

施設だと言える。

（１）荒川区の場合

令和４（２０２２）年度までのコミカレは、区役所からほど近いサンパール荒川に、専用スペースを持ったコミカレ研修室を会場に実施されていた。令和５（２０２３）年度からは、廃校となった小学校を活用した荒川区が直営で運営している生涯学習センターに拠点を移し、センターの主催事業に位置づけられたことより、活動スペースは大きく拡大された。これらの施設には、社会教育主事や社会教育指導員が常駐し、コミカレ受講生や修了生からの質問や要望などに対応している。何よりも、そこに行けばいつでも気軽に話をするのできる「職員がいる」という環境が整っている。

（２）杉並区の場合

大人塾は、教育委員会事務局生涯学習推進課が所管する社会教育センターの主催事業として実施されている。荒川区同様、社会教育主事が常駐しており、大人塾の企画運営や修了生の活動支援にあたっている。大人塾以外にも様々な区民向けの講座等を実施しており、荒川区の生涯学習センターと共通しているところが多い。なお、セシオン杉並（社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設）自体の施設管理については、指定管理者制度が導入されており、事業者による各種の自主事業も実施されている。

３ 「循環」を実現する学習プログラムの特徴

学習プログラムは、その事業の目的を反映したものでなければならないことは言うまでもない。その目的は、先に触れた「基本構想」等に描かれた将来像の方向性に合致するものとして設定される。このことは、両区の学習プログラム構成からも見てとることができる。

（１）荒川区の場合

「１ 基本的な理念と位置づけの明確化」で触れたように、コミカレの位置づけは明確化され、「学ぶ」、「つなぐ」、「活かす」、「ひろげる」という視点が全てにおいて貫かれていることを確認した。具体的には、「地域で活躍する人材への支援」の前提とも言える、地域で活躍する人材自体の拡充を可能とするプログラムが設定されている。企画の主体は複数の職員が担っており、「あらかわまちづくりコース」や「あらかわ地域交流コース」、「あらかわ健康・福祉コース」など、目的が分かりやすく明示されたコースが設けられ、令和４（２０２２）年度や令和５（２０２３）年度においては、２０回という長期のプログラムとなっている。

プログラムの特徴として、多様な学習方法を取り入れていることが挙げられる。研修室での学びと現場に出向いての学びが行われ、また、研修室においても講義や報告に加え、グループワークやワークショップも活発に展開されている。

さらには、コミカレ修了生によるサークル・団体を中心に実施されている「学園祭」や、生涯学習センターのフェスティバルでブースを担当すること自体がプログラム化されてい

る。そのために企画力を高める学習と具体的な企画の検討が講座の中で行われ、実際に実施する。実施後には、振り返りの学習もプログラム化されるなど、企画・実施・評価の一連のプロセスを通しての学びが実践的に体験できる。なお、こうしたイベントへの参加は、コミカレの先輩たちの活動を知る大切な交流機会ともなっており、期を超えてのネットワークづくりにつながっている。

講座の終盤には、学習成果発表会や学習会企画の発表会が設定されており、それまでの学びの全体を振り返りながら、発表内容を詰めていく。発表会には先輩たちも参加し、時には厳しい意見も出るなど、貴重な学び合いの機会ともなっている。

このような具体的な事業の実施に向けて企画を行い、実際に実行するということまでもプログラムに組み込んでいることで、コミカレ終了後の区民としての自主的な活動につながる可能性を高めている。

もう一点、コミカレのプログラムの特徴として、柔軟性の高さが挙げられる。参加者の状況に応じて組み替えが行われることになるが、そのためには担当職員の参加者の動きについての深い洞察力が不可欠であり、さらにはプログラムの変更に伴い、講師との打ち合わせが再度行われることもある。

（２）杉並区の場合

大人塾は、「自分を振り返り、社会とのつながりをみつける“大人の放課後”」をキャッチフレーズとしており、杉並区社会教育センター主催事業として実施されてきている。令和５（２０２３）年度は、総合コース「チガイ・ラボ」（全９回）、地域コース「みんなで遊楽体験～まち発見クイズ・プロジェクト～」（全８回）、はじめの一步コース「ワクワクからはじまる大人の放課後デビュー」（全５回）の３コースが開催された。

どのコースも比重に違いはあるものの、座学と体験的な学習が展開されており、特徴としては、企画段階や運営の場面での支援者の存在が挙げられる。各コースには学習支援者が置かれ、企画に参画するとともに、講座開始後は受講生同士の話し合いを活発にする進行役を担うなど、担当職員と連携を取り、受講生の関心や意欲などに合わせた運営を行っている。このことにより、荒川区のコミカレ同様、変更可能性の高いプログラムを実現することができている。

さらに学習支援者に加え、総合コースでは学習テーマに応じた専門家が講師を務め、地域コースでは、学習支援者の他に「学習支援補助者」を置き、受講者と地域の活動をつないでいる。こうした「つなぐ」活動の成果は、卒塾後の活動にも表れてきている。「学習支援補助者」は卒塾生や既に地域活動を行っている区民で、呼称はコースにより「学びあいの伴走人」、「荻窪サポーターズ」という名称を使用する場合もあり、このことから大人塾の「自由度」の高さが感じられる。

プログラムの最後には、コースを超えての合同での「すぎなみ大人塾合同成果発表会」が設定されている。発表会にいたるプロセスにおいて、「何を伝えたいか」を検討し合う時間自体が、これまでの学び合いを協働で振り返る貴重な時間となっている。やりっ放しにはしない、ということがプログラム構成から読み取ることができる。発表会には、それまでの卒塾生も参加し、学びの成果や活動情報を交換する機会となっている。このような発表会の開催は、荒川区とも共通するものであり、本会議が目指す「循環」の実現にとって、

欠かすことのできないものであると言えるだろう。

4 終了後の自主的活動

本会議に出席いただいた両区の区民の方からも報告があったように、コミカレ、大人塾とも、講座での学び合いを活かして多様な活動が生まれてきている。荒川の区民の方からは、想いを同じくするメンバーに出会うまでコミカレに参加し続けたことが語られ、また、修了生が立ち上げた活動団体は 40 を超え、コミカレ同窓会も組織されているとの報告もあった。杉並の区民の方からは、卒塾生はそれぞれの持ち味を活かして地域で活動するとともに、卒塾した人は誰でも入れますよというような緩い集まりの「大人塾連」の活動について報告いただいた。

両区とも、学び合いの成果を基にし、自主的な活動が展開されており、また、つながり合う組織も動いているという共通点がある。より詳細に見れば、そうした自主活動の展開には、必要に応じて求められる支援を担う職員の存在も共通している。

5 コミカレ、大人塾から学ぶこと

これまで述べてきたように、両区の取組から学ぶことは多い。ここでは箇条書きではあるが、参考になることを記していきたい。

<荒川区>

- PR活動の一環として、30、40、50、60 歳になった区民に、無作為で1,000 件ずつ合計4,000 人に、QRコードつきのコミカレ紹介のはがきを発送していた時期もあるなど、生涯学習や地域と普段関りがない区民にも周知していることは、区としてもコミカレを重視していることの表れだろう。
- コロナ禍において、コミカレの修了生が活動している地域活動団体の活動の様子を職員が撮影し、12 団体の活動を動画で発信する取組を実施した。さらには毎年度、コミカレの参加者募集の時期には、荒川区制作広報番組（ケーブルテレビ）に担当職員が登場し説明するなど、動画を活用した発信に取り組んでいる。

<杉並区>

- 令和4（2022）年度からは若い世代を対象としたコースが設定され、令和5（2023）年度の「すぎなみU30 ミーティング」では、30 歳以下の15 人が参加し、運動会を企画し実施するというプロジェクトが展開された。その結果、100 人を超える参加を得て、「すぎなみみんなの大運動会」が実施された。
- 大人塾の運営やコース設定については、年2 回程度「アドバイザー会議」が開かれ、担当職員、学習支援者、そしてアドバイザーとして社会教育委員と社会福祉協議会職員が参加し、社会教育計画や地域福祉の視点で感じることなどを共有し、大人塾の事業展開や成果を多面的に検討している。

第3章 葛飾区の学びの現状と課題

－かつしか区民大学を中心に－

1 かつしか区民大学の特色と現状

本会議を進める中で、かつしか区民大学（以下、区民大学と表記）について検討を重ねてきた。本会議には、現役のかつしか区民大学区民運営委員会委員（以下、運営委員と表記）と経験者、加えて区民大学理事会の理事も委員であることから、関係者という立場から様々な意見が語られた。

区民大学は、次の3分野を中心に、様々な講座が実施されている。

- ・地域を知り、まちを感じ、葛飾を愛する「葛飾学」
- ・かつしかひとづくり・まちづくり・未来づくり
- ・生きがいを創造する知識・教養百科

さらに区民大学には基本的なミッションとして、「1. 多様な学びによる自己実現」「2. 地域に貢献できる人材育成」「3. 区民の参画、協働による運営」という3つの重点方針がある。これらの方針は、自治体が公費を投入し、実施する意義があることを示していると言える。

かつしか区民大学区民運営委員会（以下、運営委員会と表記）に関わる委員から、特色として次のことが挙げられた。

- （1）公募による運営委員により企画が進められている。募集にあたっては説明会も開催され（令和7（2025）年度第9期の募集にあたっては3回開催）、趣旨等を理解した上で申し込みできるようになっている。運営委員として活動することは、学びや活動経験を活かす機会であると言えるだろうし、重点方針の「2. 地域に貢献できる人材育成」にもつながることと捉えることができる。
- （2）教育委員会が所管する事業であるが、全体運営を担う理事会のトップが区長であることから明らかなように、**全庁を挙げての取組であり、庁内連絡会も設置されている。**
- （3）前（2）項とも関わるが、実施事業数が多く（年間約130講座）、所管する部課が多いことから実施内容の幅が広い。
- （4）**誰もが参加することができる入門的な事業が中心**となっており、区民大学は区民の学びのすそ野を広げることへ貢献している。入門的事业に続くステップアップ事業については、各部課が独自に実施している。
- （5）**学びの継続を促し、励ます仕組みとして「学習単位認定制度」を設けている。**

これらの特色において、とりわけ重要なことは、運営委員会の存在である。区民が主体となって展開する社会教育において大切なことは、区民自身が学ぶとともに、企画、運営のプロセスに主体的に参画することである。そうすることにより、ユーザーがサプライヤーとなり、区民の学習ニーズや意向を踏まえた講座が実施されることになる。

2 かつしか区民大学の課題

区民大学は平成22年（2010年）4月に開学し、10余年が経過する中で、運営委員会に関わる委員からは、次の課題が指摘された。

- （1）区民大学の3つの重点方針は、講座を実施する各部課に認識されているのだろうか。幅広い内容であること自体は望ましいが、各部課が区民大学に含めたい事業を提案するのみならず、一定の整理も必要だと思われることから、区民大学を所管する生涯学習課の調整能力が問われているのではないだろうか。
- （2）個々の講座の実施回数は短く、また、単発の講座が多いことから、系統的、継続的な学びとはなっていない。回数を増やし、ゼミ形式の学習や、年間を通して地域の課題を学ぶ講座の開設など、終了後の自主活動を見据えたプログラムを検討する必要があるのではないだろうか。
- （3）これまで実施されてきた事業を概観すると、各部課として区民に学んで欲しい、学ぶことが必要だと考えることが学習内容として提案されていると思われる。こうした行政等が提案する課題は、「必要課題」と言われるものである。各事業が対象とする区民の実態を的確に把握し、また、区民の意見や要望をどのように受け止めているかなど、提案に至るプロセスを丁寧に確認することが必要とされるだろう。
- （4）区民が参画する運営委員会はあるが、年度を超えたつながりはできていない。荒川区の同窓会や杉並区の大人塾連のような、緩やかなつながりがあれば、より継続性を備えた活動につながる可能性がある。
- （5）荒川区、杉並区には拠点となる施設があり、社会教育主事等が常駐し、相談等に対応しているが、葛飾区には拠点と言える施設はない。厳しい財政状況において施設を新設することは困難ではあるが、社会教育や生涯学習に関する相談など、限定した機能であれば、「間借り」的なスペースを確保することで一定の対応も可能となり得る。
- （6）杉並区においては、大人塾での学びの経験者が学習支援の役割を担うなど、ひとつの「循環」を実現しているが、同様の取組は区民大学では見られない。学びを活かすことができる仕組みの検討が求められる。
- （7）広報活動においては、SNSの活用も進められてきているが、特に若い世代を対象とした講座をはじめ、若い世代の参加を促す取組はなされていない。「縦の循環」を意識し、今後、若い世代を対象とした「若者区民大学」「ユース区民大学」なども検討していくことが求められる。

これらの指摘は、荒川区と杉並区の取組を学ぶことで気づいたことに加え、区民大学に運営委員として関わってきた委員の実体験から提起されたものである。とりわけ後者の委員からの指摘については、運営委員会のあり方に関わって、その解決に向けての意見も会議を通して様々に語られてきた。これらについては、後段にて触れていきたい。

3 特に運営委員会の意義と直面する課題

前項において、運営委員会の課題に触れたが、ここではもう少し詳細に触れていきたい。

前述したとおり、運営委員は公募により選ばれ、1期2年任期で最大通算3期6年間までとされており、人数は最大20人とされている。説明会に加え選考面接もあり、委員の決定にあたっては、丁寧に取り組まれている。

（１）運営委員会の意義とその可能性

重複するが、運営委員会の意義やその可能性を改めて確認したい。

- ① 学びの主体である区民が、学びを企画し運営することを担う**運営委員会の存在意義は、区民主体の社会教育活動の推進という政策課題として、非常に大きいものである。**
- ② **運営委員は公募であり、関心ある区民であれば委員への道が開かれていることは、重要なことである。**
- ③ **専門家や区職員等とは異なり、地域に暮らす区民ならではの生活実感に密着した講座が生まれる可能性がある。**
- ④ **自らのニーズを含め、区民ニーズを捉えた運営委員が地域課題をリサーチし、縦割組織を横断した視点からの課題設定や、講座企画の可能性が広がる。**

長年にわたり、運営委員会は多数の講座企画を担い、区民に多種多様な学びの機会を提供してきた。運営委員会の実績を尊重しつつも、抱える課題を整理し、その解決を目指すことは、区民の学びの推進にとって重要な意味を持つだろう。

（２）運営委員会が直面する課題

区民大学の企画運営において、運営委員会の存在は欠かせないものであり、大きな特色であることは、既に述べてきたとおりである。しかしながら、運営委員に関わる委員からは、区民の立場で担ってきた経験を振り返り、運営委員会が直面する課題が様々に語られた。

- ① 運営委員会が企画する講座は、「葛飾学」という枠内で個々の委員の希望に基づき企画が提案されることから、**各自の想いの共有化が不十分となりやすい。**結果として継続的学習、系統的学習にはなり得ず、実施回数が少ない、単発の講座が多くなっている。
- ② **数に限りのある企画枠の「取り合い」のような状況もあり、少数意見も尊重しながら協働で企画を立案していくノウハウが蓄積されていない。**
- ③ **運営委員としての協働体験の不足から、運営委員退任後の協働による自主的活動への継続につながりにくい。**
- ④ 運営委員会は地域での経験を積み重ね、生涯学習に関する一定の認識と運営委員としての高い意欲を持つ区民により構成されている。しかしながら、**講座づくりに必要とされる企画力などについては、個々の委員の研鑽に任されていることから、ばらつきがあるなど課題が多いのではないか。**
- ⑤ **運営委員として経験を積んできた先輩のOB・OGからのアドバイスなどの支援体制がない。**行き詰った時など、先輩の経験から学ぶことができると助かるだろう。運営委員会に寄り添う学習支援者が必要ではないだろうか。
- ⑥ 同期の運営委員としてのつながりはあるものの、「OB・OG会」などの、退任後の委員相互の期を超えてのつながりはない。
- ⑦ 「2 かつしか区民大学の課題」で触れる課題でもあるが、学習内容として地域課題を

取り上げ、学びの成果を活かして地域活動に参加するなど、活動への発展やまちづくりへの参画、仲間づくり等、講座終了後の自主的活動を展望した学習プログラムは少ない。この課題の解決には、とくに終了後の活動展開を見据え、運営委員の協働企画としての検討が期待されるのではないだろうか。

- ⑧ 運営委員には、子どもや子育て支援に関わる活動を進めている委員もいるが、**子ども自体を対象とした事業は少ない**。⑦とも関わるが、より当事者性を持つ運営委員を中心に、「縦の循環」の視点から「子ども区民大学」といったような、対象を明記した事業も必要なのではないか。
- ⑨ 運営委員会自体の活性化とICTや生成AIの時代に対応していくためにも、**若い世代の運営委員を増員していきたい**。

運営委員経験者からの実体験に基づくこれらの課題提起は、区民大学の運営に関わる区職員にとって耳の痛いものかも知れない。しかし、運営委員と区職員が課題を共有し解決に向けて検討し合う協働による営み自体が、双方の力量形成につながるのではないだろうか。



第14期社会教育委員の会議の様子

第4章 「循環」を実現していくための提言

—かつしか区民大学を中心に—

1 主に区民大学のあり様に関わって

これまで述べてきた「循環」を実現していく上での前提条件と言える区民大学に関わる（１）「葛飾らしさ」の表現、（２）位置づけの再検討、（３）全体構成の再構築、（４）学習課題提示の基本の４点を中心に述べていきたい。これらは主に教育委員会をはじめとする葛飾区として検討する必要のある課題でもある。

（１）「葛飾らしさ」を表現する意味と可能性

言うまでもなくミッションとは、その取組の目標や方向性を示すものであり、第３章で述べた通り、区民大学には基本的なミッションとして、「１．多様な学びによる自己実現」「２．地域に貢献できる人材育成」「３．区民の参画、協働による運営」という３つの重点方針がある。

これらのミッションは、事業評価の際の基本的な視点となるものであるが、葛飾区に限らず他の自治体の事業においても散見される内容であり、葛飾区の事業であることのアピールにはつながり難いという印象を受ける。区民にとっても、「葛飾らしさ」を感じることは困難なのではないだろうか。こうした現状において、「循環」の土台となる区民の関心を高め、区民大学が葛飾区特有の事業であることをより強く認識できる仕掛けが、今、求められるのではないだろうか。

早稲田大学社会科学部の掲示板には、「ソーシャルイノベーター共同育成プログラム」をアジアの名門大学で学ぶための留学を働きかけるポスターが貼っており、大きく「アジアで学ぶ アジアと学ぶ」と書かれていた。このポスターを見ることで、「アジア」が大きく印象づけられることになるだろう。

このことを参考に、区民大学関係の媒体に、例えば「葛飾で学ぶ 葛飾を学ぶ かつしか区民大学」と表記してはどうだろうか。このことにより葛飾区の事業であることをアピールし、さらには「葛飾で学ぶ」「葛飾を学ぶ」という表現から、葛飾区というフィールドで葛飾区に関わる課題を学ぶというように、区民大学の守備範囲を明確化することになるのではないだろうか。なお、「葛飾を学ぶ」という表現には、葛飾で生きる人々に関わる全ての課題が含まれることから、グローバルな視点も含まれることを確認しておきたい。

「葛飾で学ぶ 葛飾を学ぶ かつしか区民大学」というフレーズを使い続けることにより、学習内容は異なるとしても、共に区民大学で学ぶ者としての共通性や学び合う関係性を育むとともに、参加へのきっかけづくりや学びの継続につながる可能性を高めていくことが期待できる。

（２）位置づけの再検討の方向性

葛飾区の全庁的な取組である区民大学は、その全庁的という特徴を活かし令和５（2023）

年度には約 130 講座が実施され、内容的にも多様な課題を取り上げて展開されている。荒川区や杉並区と比較しても、学習内容の幅広さと講座実施回数の多さは抜きん出ている。

かつしか区民大学情報誌「まなびぷらす」vol. 36（令和 6（2024）年 10 月 1 日発行）からは、令和 6（2024）年度下半期に実施される 52 の講座が掲載されており、第 3 章で触れた通り、これらは 1 回から 4 回というように、回数としては短く、入門的内容で構成されている。ステップアップのための事業は、各部課がそれぞれの考え方にに基づき実施しているが、区民大学という枠組からは離れたものとなり、**学びが途切れてしまう**印象を受ける。

こうした現状を変えていくためには、区民大学が持つ導入的な学びの機会に留まらず、**区民大学自体がより系統的、継続的な学びの機会となるように、「循環」を意識した位置づけに変更していくことを提案したい**。そうしていくことにより、区民大学の 3 つの重点方針を実現する可能性を高めることができるのではないだろうか。

このような位置づけの変更には、理事会における丁寧な検討を踏まえた合意形成が欠かせない。さらに事業を実施する各部課相互の合意形成を図る必要があり、所管課である生涯学習課の調整力が求められる。

（３）全体構成を再構築する方向性

10 余年に及ぶ区民大学の実績は大きく、その位置づけも含めて簡単に変えていくことは困難だと言える。しかしながら時間がかかったとしても、目標とする全体構成図を明らかにし、その実現を目指して一歩ずつでも歩みを進めていくことは可能だろう。

事業の位置づけに関わる全体構成図としては、次のことが想定される。

- ① 学びの導入としての事業
- ② ①の学びの継続につながる事業やステップアップとなる事業
- ③ プログラム自体に学習発表や実践活動を組み込んだ終了後の自主的活動につながる事業
- ④ ①から②へ、②から③への移行・継続を支援する事業や仕組み
- ⑤ 自主的な実践活動の支援に関わる事業や仕組み

事業の期間に関わる全体構成図としては、次のことが想定される。

- ① 学びの動機付けや新たな出会いのきっかけとなる単発や短期間の事業
- ② 特定の課題について深めていく 2、3 か月にわたる事業
- ③ 自主的な実践活動の展開をイメージした年間を通すなどの長期的な事業

事業の形態に関わる全体構成図としては、次のことが想定される。

- ① 講義やグループ活動を中心とした講師、ファシリテーターを中心とした事業
- ② 学びやグループ活動の経験を活かした区民の参加・参画による企画・運営を中心とした事業
- ③ 課題設定から学習、研究、発表まで区民が主体的に行うゼミ的な形態の事業

区民大学を担当する各部課においては、実施する事業が全体構成図においてどの位置にあるのかについて認識しつつ、事業内容や実施回数を検討することが求められる。そのた

めにも、庁内連絡会を中心とした事業企画に関する研修機会の充実が必要となる。

本項において3つの視点から全体構成図を提案したが、この3つの視点はそれぞれ独立して存在するものではなく、つながり合う「循環」する関係であり、関連づけて考えていくことが重要である。区として生涯学習課を中心に運営委員とともに、記載した再構築の方向性の具体化に向けた検討を期待するものである。

（４）行政課題や地域課題を学習課題に変換するために

運営委員会が関わる事業を除き、区民大学の学習内容の多くは、担当する各部課が所管する業務に関連するものであることは、当然のことと思われる。ここで重要なことは、行政にとって解決すべき課題や区民の理解を得る必要のある課題を、どのように学習課題として区民に提示していくのか、ということであろう。このような行政として区民に提示する学習課題は、「必要課題」と表現されている。本会議において学校長の立場から参画している委員からは、前職の指導主事時代の経験として、学力調査の目的や数値の見方について学ぶことを保護者に提案した経験が語られた。

同じ課題だとしても、それらの課題を分かりやすく提示し、区民にとっての学びやすさを踏まえ学習方法を選択していくなど、事業をつくる企画力と言うべきものを、各部課の職員が高めることが必要となる。区民大学の3つの重点方針の意識化とともに、こうした企画力を育むことも、前項でも触れた庁内連絡会に期待される役割ではないだろうか。

「社会教育の営みは、自己教育を主体とした相互教育だ」と言われるとおり、区民大学においても、事業に参加する区民の学びの機会であるとともに、担当する各部課の職員にとっても大切な学びの機会であることを、忘れてはならない。

こうした区職員を対象とした研修会については、運営委員会の委員と共に学び合う機会としていくことも、区と区民との協働の営みとして、区民と区職員の＜横の循環＞を生み出す上で大きな意味があると言える。

（５）学びのプロセスを公開していく

第2章において荒川区のコミカレの特徴の一つとして、企画力を育む学習を活かし検討した企画を学園祭等で実際に実施していることや、成果を発表する機会を公開して実施していることに触れた。このような学びのプロセスや一部ではあっても学びの成果を公開することは、終了後の自主活動への展開につながるとともに、コミカレという学習事業自体が地域への還元という視点を強く意識化していることの反映だと言える。

区民大学においても学びのプロセスや成果を何らかの形で公開していくことは、区民大学の存在を地域に周知することでもあり、次期の学びへの参加の働きかけとなるものであり、「循環」の一形態であることは言うまでもない。区民大学参加者にとっては、終了後の自主活動に向けての実践的トレーニングであり、学びと活動の「循環」を体験する機会となるものである。

学びのプロセスの公開など、区民大学の更なる充実を図る取組自体を、地域活動の担い手の拡大にもつなげていくという複眼的な視点から検討することを期待したい。

2 主に運営委員会／運営委員に関わって

第2章では、運営委員会の課題について述べてきた。学びの循環を実現していく主体は学習者である区民自身であり、とりわけ学習をつくることに参画する運営委員会／運営委員には大きな期待がある。ここでは運営委員会／運営委員の活動の更なる充実、活性化について述べていきたい。

（１）運営委員の研修の充実

運営委員会はボランティアな想いを抱き、公募に応じて申込みする志の高い区民により構成されている。それぞれの問題意識や活動から感じた地域課題を持ち寄り、協議しながら具体的な事業をつくりあげていくとともに、運営にも参画している。基本的な役割である「事業をつくる力」、いわば企画力を高めていくことは、運営委員会活動の充実に欠かせないことであり、区民の学習活動の活性化にもつながっていくことだろう。

学習課題については、本章の1の（４）において、行政として区民に学んで欲しいと考える課題を「必要課題」と表現した。社会教育・生涯学習においては、学習者が学びたいと考える課題、学習ニーズとも言える課題を「要求課題」と表現している。現実的には、要求課題と必要課題が混じりながら企画が進んでいくと考えられるが、学習者でもある運営委員は、自らの問題意識等に基づき、課題を提起し企画を提案していく。個々の課題を公の学習機会である区民大学として実施するためには、運営委員としての力量が問われることとなる。

毎年、運営委員を対象に研修会が開催されており、企画・運営の基本について学ぶ機会となっていることは、評価すべきことである。今後の研修の更なる充実を期待したい。とりわけそれぞれが持ち寄った問題意識や地域課題を、検討し合いながら学習の課題に変換し、事業化し、評価していくという企画のプロセスを意識した研修内容の編成を期待する。区が設置している庁内連絡会のメンバーとの合同研修会の開催も、意味あることである。

（２）運営委員会への支援の充実と運営委員のその後

前項で述べた「企画のプロセス」を学ぶにあたっては、研修会での学びに加え、運営委員会の実際の活動において体験的、実践的に学び合うことそのものが、期待される生涯学習的な学びなのではないだろうか。

そのためには、運営委員会の活動に寄り添い、必要に応じて助言やアドバイスを担う「学習支援者」の配置が望まれる。従来からこうした役割は、教育委員会に配置された専門的教育職員である社会教育主事が担うものとされている。すぎなみ大人塾においては、長く関わっている社会教育主事に加え、「学習支援者」や「学習支援補助者」が伴走者として存在している。第2章で述べたように、こうした伴走者は大人塾の学びを経験してきたOB・OGも担っている。

循環を重視する視点から考えると、区民大学での学びや地域活動での経験を活かして運営委員となり、区民大学の企画・運営の実体験を土台とし、運営委員会の伴走者になる、という一連のプロセスは＜横の循環＞でもあり、その意義は大きいと言える。社会教育主事には学習支援者の支援者、スーパーバイザーとしての役割を期待したい。

なお、区民大学の先輩でもある学習支援者の存在は、運営委員会に留まらず、区民大学に学習支援者として参画することで、学ぶ区民にとっても心強い存在になるだろう。

(3) 期を超えてのネットワーク形成

運営委員は1期2年間の任期で、通算3期最長6年間の任期となっている。令和6(2024)年度(第8期)までの運営委員経験者数は、90人を超えている。運営委員経験者の存在は、葛飾区の生涯学習の推進にとってかけがえのない財産であり、任期終了イコール活動終了では、宝の持ち腐れと言えるのではないだろうか。

行政との程よい関係性を保ちながら、荒川区では同窓会が、杉並区では「大人塾連」が、学んだ時期や内容は異なっているものの、同じコミカレや大人塾で学んだ経験を基盤につながりを形成し、自主的な活動を展開している。

本会議において、運営委員経験者からは、コミカレや大人塾と同様に「運営委員会での協議自体が学習の機会である」との意見が語られた。その発言からは、退任した運営委員相互のつながりはない現状を憂い、同窓会や大人塾連のような運営委員経験者のゆるやかなつながりを望む思いが感じられた。しかしながら、つながりは、必要と考える当事者自身が主体的につくっていくことが基本であろう。

こうしたネットワークづくりの基本を認識しつつ、生涯学習課として現役の運営委員とOB・OGが会う機会づくりや、意見交換の場を設けるなど、何らかの働きかけについての検討を期待したい。前項で触れた運営委員会の学習機能に着目し、運営委員会にOB・OGを学習支援者として配置することからは、運営委員の企画力の向上とともに、期を超えてのつながりづくりという複数の課題の解決に貢献する可能性を感じる。

(4) 「わがまち楽習会」とのつながり

葛飾区の生涯学習においては、様々な事業が多様な形態で展開されている。中でも「わがまち楽習会」は、区民大学とともに地域をより良くするために地域課題を掘り起し、その解決に向けて主体的に学びながら交流を深める重要な機会となっている。区民団体による公募提案型事業で、教育委員会との協働事業という特色を持つものである。改めて区民大学とわがまち楽習会の関係を、「循環」の視点から考えてみたい。

言うまでもなく、運営委員会は区民が学び合う講座を企画し運営するという大きな役割を担っている。加えて、本会議での検討を通して、運営委員が協働的な活動を通して企画力を育んでいくという、もう一つの役割をも担っていることが明らかになってきた。区民大学を企画・運営する役割とともに、協働的な活動により学び合う仲間となり、育んできた企画力を活かしてしていくことが期待されてきている。

区民大学もわがまち楽習会も、ともに葛飾区における生涯学習の中心的事業であり、それぞれのねらいを持つものであるが、共通するねらいとして生涯学習推進の担い手の拡大がある。こうした共通点と運営委員会自体が学び合いの場だという視点を踏まえ、運営委員会での学びの成果を活かす機会としてわがまち楽習会を位置づけていくことを提案したい。わがまち楽習会の全てをそのようにするのではなく、一定の枠の確保をするなど、検討していただきたい。

運営委員の仲間とともに企画・運営した区民大学での学びから見てきた課題について、

わがまち楽習会において更に深めることは、まさに学びの「循環」であり、地域での区民の自主的な活動の展開にもつながるものではないだろうか。企画力の向上にはゴールはなく、「企画－実施－振り返り」という繰り返しのプロセスの中で鍛えられていくものであり、生涯学習の担い手を拡大していくことにつながっていく。

3 葛飾区の生涯学習の充実・発展に向けて

これまで区民大学の充実、発展に向けての提言について述べてきた。ここでは、今までは触れてきてはいない葛飾区の生涯学習全体の充実・発展に向けて述べたい。

(1) 支援の拠点としての小さなスペースの整備

施設、とりわけ社会教育施設に求められる機能は、区民が無料、もしくは安価な費用で利用できる場の提供機能に留まらない。必要な情報にアクセスすることができ、様々な相談が可能であるなど、多様な機能の整備が期待される。

区内には区民が学びや活動の場として利用することができる施設は、地区センターや、集い・憩い・学び交流館をはじめとし、文化施設、スポーツ施設を含め、相当数存在している。このような現状において、新たに施設を建設することは考え難いだろう。

しかしながら、たとえ一週間に1日だけでも、大きなスペースではなくても、学習支援者がいてくれる小さなスペースの整備を心から期待するものである。例えば、地区センターのロビーの一角に机と椅子をセットし、一定の研修を経た運営委員経験者が座っている、というイメージである。

このイメージは大田区消費者生活センターの2階にある「生涯学習センター蒲田」を参考にしたものである。廊下との仕切りもない空間に、机と椅子、そして様々な情報を展示したパネルやチラシ棚が設置されている。相談等に対応するのは区が実施した生涯学習人材育成講座「生涯学習相談者になろう！」で学び、登録しその後も研修を重ねている区民である。

こうした場において活動を継続することで、新しい出会いやつながりをつくるコーディネーターとしての力量を実践的に育むことも期待されるのではないだろうか。例えば、区民大学の企画に行き詰った運営委員がここに行けば相談ができる。小さなスペースであっても、＜横の循環＞を生み出していく可能性の大きさは、無限なのではないだろうか。

(2) 参加しにくい区民や若い世代へのアプローチ

働き盛りの区民や若い世代の生涯学習への参加は、現状としては厳しいと言わざるを得ない。しかしながら、第1章でも述べたように、葛飾区には子ども会活動やジュニア・リーダー活動等をはじめとした、学びによる＜縦の循環＞を実現してきた歴史がある。これまでの歴史から学ぶとともに、現在の活動を活かしながら可能なことから着手していくことを期待したい。

例えば、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を学ぶジュニア・リーダー講習会では、様々な年齢や地域の子どもの指導者との交流が行われ、縦の循環が生まれる機会ともなっている。また、「かつしか郷土かるた」の取組においても、全区大会に出場するため

の予選を青少年育成地区委員会が実施している地域もあり、子どもたちと地域指導者たちとがつながる機会となっている。

こうした事業において大切なことは、＜縦の循環＞を意識しながら取組を進めていくことである。指導的な立場の大人には、目の前にいる子どもたちが近い将来の地域の担い手となる姿を思い描きながら、関わっていくことが求められる。

若い世代への働きかけについても、改めて区取組を見れば、可能性はあると言えるだろう。例えば、若者たちが企画に参加する「はたちのつどい」もある。こうしたイベント的な事業では、成功させることが最大の課題であることから、終了後を展望しながらの準備活動はなかなか困難であろう。しかし、終了後を意識し、参画した若者たちが活躍することのできる次のステージを何とか整えることで、若者自身のつながりを生み出すことができるのではないだろうか。

ジュニア・リーダー講習会で学んだことを発揮する機会是不充分かもしれないが、例えば、現在も働きかけが行なわれている「はたちのつどい」の実行委員会に参画する流れを、より太くしていくことは可能ではないだろうか。

令和6（2024）年度、葛飾区で注目すべき事業が実施された。総務部すぐやる課が所管する「かつしか若者未来会議」である。「葛飾区の未来を担う若者が集い、各自が抱く『葛飾区を素敵にしたい』との思いを実現するために、参加者同士が協力しながら行動する会議体」として、新規で設置された。募集定員6人程度のところ、高校生から社会人まで6人が第1期メンバーとして活動し、9月には区長等に向けてのプレゼンテーションを実施。今後、事業実施に向けて活動を継続しているとのことである。こうした取組を参考に、若者世代との協働による事業の創出を期待したい。

また、区内の大学等との連携を深めることにもトライして欲しい。本会議においても報告され事例もあった。東京理科大学の「カナラボ」というボランティアサークルは、金町地域で学習支援を行うとともに、青戸のなかよし運動会において、競技とは別にテントを張り、化学実験のような空気砲を見せる活動を行っている。また、他にも同大学の学生たちが、自治会の協力を得て格安で借りた空き店舗にて実施している「宿題おたすけ部屋」という活動もある。こうした学生の存在は、若者たちの活動のさらなる展開の可能性を感じさせるものである。

このようなボランティア活動や地域での活動に参加している学生に、運営委員への応募を働きかけ、杉並区の「すぎなみU30 ミーティング」を参考に企画を進めていくとともに、学生などの若者が持つSNSなどを駆使する力を、区民大学等の区の事業に活かすITサポート的な活動などの検討も期待したい。

働き盛りなど参加しにくい区民に向けては、テーマや実施時間などについて当事者を交えて再検討するなど、参加者視点に立った見直しが求められる。実際、多摩地域の公民館では、働くことを問い直す事業を夜間に対面とオンラインでのハイブリッド開催したところ、働き盛りの男性も多数参加した事例もある。こうした政策的ともいえる意図を含む事業については、運営委員会とともに生涯学習課も関わりつつ企画を進めていくことを望むものである。

なお、働き盛りの区民も参加できるように、運営委員会の開催日時については土日開催も行われているとのこと。さらにオンライン開催なども含め、様々な立場の区民が参加し

やすくなる工夫を期待したい。

（３）学校と社会教育をつなげた学びの循環をつくる生涯学習の視点

本会議は、葛飾区の生涯学習の推進に関わる立場である。もともと「生涯教育」は家庭教育、学校教育、社会教育を統合して捉える概念であり、統合させていくための政策理念である。また、「生涯学習」は人々が生涯にわたり様々な場や機会において行うあらゆる学習を意味するものと捉えることができる。

「生涯」という視点からは、小中学校の教育も生涯学習の一環として位置づけていくことが必要となり、小中学校の教育は、生涯にわたる学習を行うために必要な基本的な能力と自ら学ぶ意欲・態度を育てる点で重要な役割を持つとされている。こうしたことから“学びによる循環型社会”を構築していく土台は、小中学校時代にあると言えるのではないだろうか。また、ジュニア・リーダー講習会を始めとしたこの時期の子どもたちを対象とする事業も、「循環」の土台となる取組であることを認識することが求められる。こうした生涯学習の視点は、学びの＜縦の循環＞をつくっていく上で重要となってくる。

現行の指導要領はこれからの教育課程の理念として、「社会に開かれた教育課程」を掲げ、方向性の一つに「学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること」を提示している。

ここで文部科学省も展開している「地域学校協働活動」についても触れておきたい。地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動とされている。

葛飾区においても、子どもたちの健やかな成長を願う多くの区民が中心となり「学校地域応援団」活動が展開されている。学校地域応援団のボランティア活動は、地域住民が子どもたちと直接ふれあい、子どもを取り巻く環境の改善に取り組むことによって、現代的な社会課題に気づき、学ぶ機会でもあり、同時に、共にボランティア活動に携わる地域の仲間との出会い、絆を深める場にもなりうる。この活動を前進・充実させることは、学びの＜横の循環＞の創出にもつながることだろう。

行政の担当課として、学校地域応援団は地域教育課、生涯学習は生涯学習課と所掌は分かれていても、学校地域応援団や地域学校協働活動といった活動の主体は「＜学びの横の循環＞をつくる担い手」という共通のターゲットであることをふまえ、所管課を横断した意識的なアプローチを期待したい。

今後、応援団活動を前進させ、一方通行ではない双方向の地域学校協働活動を充実していくとともに、学校運営協議会を設置する「コミュニティ・スクール」の設置につなげていくことが、政策課題になりつつあることも忘れてはならない。なお、学校運営協議会の設置は教育委員会が指定するものであるが、コミュニティ・スクールとしての活動には、学校や子どもに関わる区民の主体的な参画が必要であることを忘れてはならない。

将来の地域の担い手を育む営みは、小中学校時代から始まっている。子ども時代に地域の人々にお世話になった経験は、子どもたちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う区民になっていく可能性を信じて、＜縦の循環＞を意識しつつ地域学校協働活動を始めとし

た様々な活動を展開していくことを期待するものである。

（４）生涯学習を推進する関係者ネットワークへの期待

区民大学に関係する所管課は様々であるように、生涯学習に関する施策は、文化・芸術、スポーツ、健康、福祉、多文化、情報等々、多分野にわたっている。所管を超えて効果的、効率的に生涯学習を進めるにあたっては、専管組織である生涯学習課の調整力に期待するところが多い。さらに、豊かな学びと活動の展開に向けては、主役である区民や各種団体、また大学や企業等との連携・協働の推進も不可欠なことである。区役所内に留まらず、立場の違いを超えて公民連携を柱に多様な主体の協働活動を展開していくためには、社会教育法により教育委員会事務局に必置とされる社会教育主事の存在が欠かせない。

葛飾区においては、生涯学習課と生涯スポーツ課、地域教育課に社会教育主事が設置されている。公務員である限り定年退職などもあるが、補充、拡充を行っていただきたい。加えて令和２（2020）年度から制度化された社会教育士の存在についても、配慮を期待したい。

令和２（2020）年度以降の大学の社会教育主事養成課程の修了者や社会教育主事講習の修了者には、社会教育主事任用資格とともに社会教育士の称号が付与されることになった。令和５（2023）年度末現在、全国の称号取得者は 7,047 人である。社会教育士の称号は、例えばＮＰＯ法人や株式会社の社員も名乗ることができ、名刺にも記載することができる。区役所内にも社会教育士がいる可能性があり、社会教育主事と社会教育士がつながり合うことで、区役所自体を学びの組織にしていくことを期待したい。また、区内の各種の団体や企業にも社会教育士が存在している可能性もあり、社会教育主事が要となり、区役所内外の社会教育士とのネットワークを形成し、区内全域の生涯学習の推進をめざして協働の力の発揮していくことを期待するものである。

おわりに

本会議では、「区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくりー“学びによる循環型社会”の構築ー」という協議テーマのもと、16回もの意見交換を重ねてきました。この間、2つの先進事例について学ぶ機会を持つなど、2年に及ぶ任期は私ども委員にとって、学びや気づきの連続でもありました。

正副議長を務めた2人は、葛飾区在住在勤でもなく、地名を聞いてもどこのことなのか、事業名を聞いてもイメージもわからない、という状況でした。私事で恐縮ですが、このような外部委員の立場から何ができるのだろうか、と悩んだ時期もありました。ですが、本会議は葛飾区における生涯学習の更なる充実、発展に向けて提案していくための会議体だ、という起点に立ち戻ることで、自らの役割を次のように認識することができました。

- ・区民である委員の皆さんの想いを自由に語り合う機会を保障していく
- ・語られたことへの疑問や感想を相互に伝え合い、さらに想いを深めていくことをめざす
- ・委員自身が自らの想いを文章として書くことを設定し、それを尊重する
- ・語られたことや書かれたことの趣旨を最大限踏まえ、本会議として提言を作成していく

しかしながら、ここに記載したことがどこまで実行、実現できたかについては、心もとなく感じるところが大であり、各委員の判断にお任せしていきたいと考えております。

なお、委員の皆様には、本会議での意見交換などからの学びや気づきを、ご自身のご活動やお仕事に活かしていただければ嬉しく思います。

さて、このような「提言」や「答申」の最後にはありきたりの表現かとも思いますが、あえて記載することがあります。

本提言には、多忙な中をやりくりしながら出席し、意見を述べ合ってきた委員の願いが込められています。本提言の趣旨を十分にご理解いただき、その実現に向けて取組を進めていただくことを願ってやみません。すぐに具体化できることもあれば、時間をかけた検討を要することもあるかと思えます。できることは何か、という視点から本提言をお読みくださることを、心から期待しております。

最後になりますが、2年間にわたり私どもに帯同くださった事務局の皆様、心からお礼申し上げます。事務局の皆様にとってはこれからが本番のお仕事かもしれません。難しい場面に遭遇することもあるかと思えますが、そのような時は私ども応援団がいることを思い出していただければ幸いです。

議長 高井 正

資 料

- 第 14 期葛飾区社会教育委員名簿
- 第 14 期葛飾区社会教育委員の会議 協議テーマ
- 協議の経過

第 14 期葛飾区社会教育委員名簿（任期 令和5年5月1日～7年4月30日）

氏名	現職等	選出区分	備考
高井 正	早稲田大学教育学部 非常勤講師 前 立教大学学校・社会教育講座 特任准教授	学識経験者	議長
萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授	学識経験者	副議長
緒方 美穂子	NPO 法人レインボーリボン 代表	社会教育関係者	
齋藤 桂三	かつしか区民大学区民運営委員会 委員 学校法人長良学園 理事長	社会教育関係者	
佐藤 菊宏	葛飾区青少年育成水元地区委員会 会長	社会教育関係者	
澤村 英仁	町の文化と歴史をひもとく会 木根川史料館運営委員 葛飾区文化財保護推進委員	社会教育関係者	
伊藤 香織	葛飾区立金町小学校 校長	学校教育関係者	※1
山村 智治	葛飾区立金町中学校 校長	学校教育関係者	
風澤 明子	前葛飾区立金町小学校 校長	学校教育関係者	※2

※1 任期 令和6年4月1日～7年4月30日

※2 任期 令和5年5月1日～6年3月31日

第 14 期葛飾区社会教育委員の会議 協議テーマ

区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくり
－ “学びによる循環型社会” の構築 －

協議の経過

回	月	内容
第 1 回会議	令和 5 年 (2023 年) 6 月 13 日	・ 社会教育委員の委嘱 ・ 正副議長の選出 ・ 協議テーマの確認 ・ 社会教育関係団体への補助金の審議
第 1 回 正副議長会	7 月 4 日	・ 今後の会議の進行について
第 2 回会議	7 月 18 日	・ 社会教育関係団体への補助金の審議 ・ 協議テーマについて ・ 今後の会議の進行について
第 2 回 正副議長会	9 月 1 日	・ 今後の会議の進行について
第 3 回会議	9 月 11 日	・ 協議テーマの課題整理
第 4 回会議	10 月 19 日	・ 荒川コミュニティカレッジの事前学習 ・ 協議テーマの課題について
第 5 回会議	11 月 19 日	・ 荒川区生涯学習フェスティバルの視察
第 6 回会議	12 月 21 日	・ 荒川区生涯学習フェスティバルの視察の振り返り ・ 荒川コミュニティカレッジについて【学習会】 外部講師 荒川区地域文化スポーツ部生涯学習課 生涯学習センター 社会教育主事 中泉理奈氏 グループオレンジ 早瀬隆昌氏
第 7 回会議	令和 6 年 (2024 年) 2 月 15 日	・ 荒川コミュニティカレッジの振り返り ・ すぎなみ大人塾の事前学習

回	月	内容
第 3 回 正副議長会	2 月 21 日	・ 今後の会議の進行について
第 8 回会議	3 月 21 日	・ すぎなみ大人塾について【学習会】 外部講師 杉並区教育委員会事務局学校支援課 社会教育主事 中曽根聡氏 大人塾連世話人会代表 朝枝晴美氏
第 9 回会議	4 月 23 日	・ すぎなみ大人塾の振り返り ・ かつしか区民大学と学習支援事業について ・ 提言の構成の検討
第 10 回会議	5 月 28 日	・ 提言の内容と構成の検討
第 11 回会議	6 月 11 日	・ 社会教育関係団体への補助金の審議
第 12 回会議	7 月 9 日	・ 提言の構成について
第 4 回 正副議長会	8 月 7 日	・ 今後の会議の進行について
第 13 回会議	9 月 10 日	・ 提言の構成と執筆分担
第 14 回会議	10 月 8 日	・ 提言内容の検討
第 15 回会議	11 月 14 日	・ 提言内容の検討
第 16 回会議	12 月 17 日	・ 提言内容の検討
第 17 回会議	令和 7 年 (2025 年) 2 月 4 日	・ 提言書の提出 ・ 葛飾区教育委員会委員との懇談 ・ 第 14 期のまとめ

区民の誰もが生涯にわたって学び続けるしくみづくりについて

－ “学びによる循環型社会” の構築 －

(提言)

令和 7（2025）年 2 月

第 14 期 葛飾区社会教育委員の会議

発 行 葛飾区教育委員会事務局 生涯学習課

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5－13－1

電話 03－5654－8479（直通）

郷土と天文の博物館の改修工事完了による開館について

生涯学習課

郷土と天文の博物館においては、令和6年10月から、第2期葛飾区有建築物保全工事計画に基づく改修工事を実施しており、令和7年3月中に工事が完了する予定である。

この度、施設の開館日及びプラネタリウムの投影再開日が決まったため、報告するもの

1 郷土と天文の博物館の開館日

令和7年4月1日（火）

2 プラネタリウムの投影開始日

令和7年4月16日（水）

3 周知方法

博物館ホームページ及び広報かつしかに掲載する。

バルサアカデミー葛飾校への対応について

生涯スポーツ課

令和7年4月1日以降のバルサアカデミー葛飾校に対する本区の対応について、報告するもの

1 対応方針

バルサアカデミー葛飾校(開校当初は、FCB Escola KATSUSHIKA)については、欧州の強豪クラブチームであるFCバルセロナのオフィシャルスクールとしての価値が高く、サッカーをしている子どもたちにとって夢が広がること、当該スクールを通じて青少年の健全育成及び地域活性化が図られることは区にとってもメリットがあることなどから、当該スクールの開校に際して、区は積極的に支援してきた。

一般財団法人キッズチャレンジ未来とは、協定を終了することとしたが、これは、区が当該法人とは協定を継続できないと判断したものであり、バルサアカデミー事業に対する区の評価は当初と変わってはいない。

当該スクールには、令和7年2月末日現在409人の生徒が在籍しており、そのうち区民は107人(約26%)である。区民の入会者数を増やすことは課題であるが、区内外を問わず、サッカーを上達したいという子どもたちにとって重要な選択肢の一つとなっている。

一方、支援を継続していくためには、運営状況の改善のほか、区のスポーツ振興や地域活性化策への貢献などの課題がある。

このため、暫定的に株式会社Amazing Sports Lab Japanと1年間の協定書を締結し、運営状況を確認・検証した上で、適宜、文教委員会に報告し、その後の支援継続の可否について判断するものとする。

2 株式会社Amazing Sports Lab Japan

(1) 設立

平成16年9月8日

(2) 代表取締役

濱田 満

(3) 資本金

9,000万円

(4) 所在地

東京都千代田区三番町1番13号 ワールド・ワイド・センタービル2階

(5) 事業実績等

主にサッカーに関連する事業を中心に活動している企業であり、欧州クラブチームのマネジメント事業、サッカースクール事業、大会・キャンプ事業及び海外留学事業などを展開している。

また、令和4年に株式会社TBSホールディングスの関連会社となり、「学びNEXT事業部」において、スポーツ教育事業の拡充に取り組んでいる。

3 確認・検証事項

(1) バルサアカデミー葛飾校の運営状況

区からの要請により、収支を含むスクールの運営状況について報告を受け、運営状況の確認を行う。

(2) 提案事項の実施状況

毎月、事業計画書及び事業実績報告書を提出させ、地域貢献活動やグラウンドの利用状況等を確認するとともに、より良い実施に向けた検証を行う。

4 協定書(案)

別紙のとおり

(案)

葛飾区と株式会社Amazing Sports Lab Japanとの
連携・協力に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と株式会社Amazing Sports Lab Japan（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の運営するバルサアカデミー葛飾校（以下「スクール」という。）を通じて、甲及び乙が協力して葛飾区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、スクールの運営並びにスポーツ振興及び地域活性化に資する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）甲が行うスポーツ事業の推進に関すること。
- （2）サッカーの普及・発展に関すること。
- （3）甲及び乙が行う地域活性化及び青少年健全育成事業に関すること。
- （4）その他甲及び乙が必要と認める事項

（葛飾区民等に対する特例）

第3条 乙は、葛飾区に在住又は在学（小学校の就学前施設を含む）している者に対する体験会の参加費及び入会時の入会金を免除し、月謝を割引くものとする。

（体育施設の使用）

第4条 乙は、スクールの実施のために葛飾区東金町運動場東金町多目的広場（以下「多目的広場」という。）の使用申請について、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書の規定により、1週間当たり土曜日及び日曜日を除いた5日を上限に同項に規定する申請期間前に行うことができるものとする。土曜日及び日曜日については同項ただし書の規定を適用しない。

（計画書及び報告書の提出）

第5条 乙は、第1条に規定する目的を達成するためのスポーツ振興策及び地域貢献活動を行うものとし、毎月の事業計画書及び事業実績報告書を文書により甲に提出するものとする。事業計画書については、令和7年4月分は、

令和7年4月1日に提出するものとし、以降は前月末日までに提出し、甲の承認を得なければならない。事業実績報告書については、毎月の月末に提出するものとし、甲の承認を得なければならない。

(運営状況の報告)

第6条 甲は、区民に対する説明責任を果たすため、収支を含むスクールの運営状況について、乙に対して報告を求めるものとする。

2 乙は、前項の求めに応じて、関係書類を添えて甲に報告するものとする。

(変更の申出)

第7条 甲及び乙は、協定の内容に関する事項について変更がある場合は、事前に相手方に文書で通知し、承諾を得なければならない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

(定めのない事項)

第9条 この協定書に定めのない事項又は当事者間に疑義が生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区

葛飾区長 青木 克徳

乙 東京都千代田区三番町1番13号
ワールド・ワイド・センタービル2階
株式会社Amazing Sports Lab Japan
代表取締役 濱田 満